

夢ある教育 きらめきプラン

— 佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり —

佐用町教育振興基本計画



佐 用 町 教 育 委 員 会

平成 2 3 年 3 月



大型放射光施設「SPring-8」（播磨科学公園都市）

世界最高性能・最大級（世界一）の光の研究所。電子を光の速さまで加速させて放射光を取り出し、原子レベルの世界の解明を可能にしています。21世紀の科学技術の発展を支える施設です。



公開施設として世界最大（世界一）の2m「なゆた望遠鏡」（兵庫県立西はりま天文台公園）

100億光年先の天体まで観測可能で、宇宙の果てまで見通すことができます。天体観測会もこの望遠鏡で実施しています。「天文台公園」は、大撫山の山頂にあり、天文施設の他に宿泊施設やレジャー施設等も充実し、全国から多くの天文ファンが訪れています。



平成22年10月1日指定 町花「ひまわり」

輝く太陽に向かって力強く咲き誇る姿は、町の発展と町民の明るい未来を象徴しています。毎年7月末～8月上旬にかけて東徳久の「センターひまわり」の周辺で“ひまわり祭り”が開催され、10万人を超える観光客でにぎわっています。



平成22年10月1日指定 町木「いちよう」

佐用の地にしっかりと根を張って、空高く大きく育つ姿は、町の繁栄と町民のすこやかな長寿を象徴しています。佐用の大イチョウは、樹齢千年とも言われており、毎年11月上旬に佐用町の文化祭・収穫祭に合わせて、“いちょう祭り”が地元地域により盛大に開催されます。

は じ め に

《夢ある教育》

「人生は希望があつてこそ生きがいがあり

希望の生活にのみ充実が期せられる」

《夢ある教育》「人生は希望があつてこそ生きがいがあり、希望の生活にのみ充実が期せられる」との理念は、昭和41年、佐用郡4町の教育委員会を統合し、全国初の共同設置方式による郡教育委員会が発足して以来掲げられてきた佐用の教育の理念です。激変する昨今の社会情勢の中においても、価値観が多様化した時代においても、受け継がれるべきテーマであることの認識に立ち、このたびの「佐用町教育振興基本計画」策定でも柱としました。

本町では、この理念のもと、地域に根ざす教育の推進に努め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、さまざまな教育課題に積極的に取り組んできました。そして、皆さん一人一人が主役となり、佐用の明日を創る希望に満ちあふれた人生を歩んでほしい、そんな願いを込めて、ここに「夢ある教育 きらめきプランー佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくりー」を策定いたしました。

言うまでもなく、計画は実行に移してこそ価値のあるものとなります。今後、この「佐用町教育振興基本計画」を佐用の教育の指針にすえ、学校はもとより家庭と地域、関係機関とが一体となって本町の人づくりを進めて参ります。

おわりに、この計画の策定にあたって、ご尽力を賜りました策定委員会の皆様方をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました多くの町民の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成23年 3月

佐用町教育長 勝 山 剛

佐用町教育振興基本計画目次

はじめに	1
第 1 章 策定にあたって	
1 策定の趣旨	4
(1) 策定にあたって	4
(2) 計画の構成	4
(3) 計画の内容	4
(4) 策定までの経緯	5
2 佐用町の教育	6
(1) 佐用町立学校の変遷	6
(2) 教育の現状と課題	7
第 2 章 佐用町のめざす教育	
1 基本理念	12
2 基本方針	13
3 重点目標	14
4 施策体系表	16
第 3 章 主な施策と事業	
重点目標 1 未来に向かってはばたく「夢」をはぐくむ	18
(1) 温もりのある教育活動の展開	18
(2) 特色のある教育活動の展開	21
(3) 保幼小中連携の充実	23
(4) キャリア教育の推進	26
(5) 学校・園と家庭との連携	27
重点目標 2 「生きる力」を培う	29
(1) 確かな学力の定着と個に応じた指導の充実	29
(2) 教職員の資質向上	33
(3) 健やかな身体の育成	35
(4) 豊かな心の育成	38

重点目標 3 豊かな人間性や社会性を育てる	40
(1) 人権文化の創造	40
(2) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実	43
(3) 体験活動の推進	45
(4) 社会の変化への対応力の育成	47
(5) 郷土の伝統文化を大切にする心の育成	48
重点目標 4 地域に根ざし開かれた学校・園をつくる	49
(1) 地域と連携する学校・園づくりの推進	49
(2) 安全・安心な学校・園づくりの推進	51
(3) 防災教育の推進	53
(4) 地域教育活動との連携	54
(5) 関係機関との連携	55
重点目標 5 社会の変化に対応する学校・園をつくる	57
(1) 学校・園規模適正化の推進	57
(2) 次世代育成支援対策の推進	58
◇重点施策・事業内容一覧表	59
◇進行管理	66
◇佐用町幼児・児童・生徒数の推移	67
◇策定委員会委員名簿	68

●第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

平成18年12月15日、新しい教育基本法が、第165回臨時国会において成立し、12月22日に公布・施行された。同法第17条第2項では、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。」と規定され、地方公共団体においても、これからの教育の振興に係る計画を策定することが求められた。

このような中、兵庫県教育委員会は、平成21年6月に「ひょうご教育創造プラン」を策定し、平成21年度から25年度までの5年間の基本的な方向を示した。

これらの動きを受け、佐用町教育委員会では、国と兵庫県の計画に沿い、町の将来的な教育の指針となる、教育振興基本計画を策定するものとする。

(1) 策定にあたって

平成22年4月から平成23年3月までを策定期間とし、策定にあたっては、学識経験者や教育関係者、住民代表からなる佐用町教育方針策定委員会を組織した。

本計画の対象期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間であり、進捗状況については、毎年の教育委員会評価において検証していく。

また、次期の計画策定にあたっては、国及び兵庫県の計画との整合や時代の変化等を踏まえて検討することとする。

(2) 計画の構成

計画は3章構成とし、第1章「策定にあたって」では、策定の趣旨と佐用町教育の現状と課題について考察した。第2章「佐用町のめざす教育」では、基本理念、基本方針、重点目標を示し、これからの佐用町教育の指針を設定した。第3章「主な施策と事業」では、これまでの施策と事業を振り返り、これからの具体的取組を計画した。

(3) 計画の内容

国や兵庫県の計画を踏まえて、佐用町が所管する事業を対象とした。本町における学校教育に係る教育行政の基本的な方針を示すとともに、保幼小連携の視点を中心として保育・就学前教育に係る内容についても提示している。なお、生涯学習分野については、佐用町総合計画に掲げている「生涯学習のまちづくり」の実現に向け、佐用町まちづくり推進会議(平成21年1月設置)で策定される生涯学習推進計画(策定年度未定)により、別に定めるものとする。

(4) 策定までの経緯

- ① 第1回策定委員会 平成22年6月28日
 - 計画策定の趣旨
 - ひょうご教育創造プランの概要説明
 - 計画骨子の提案
- ② 第2回策定委員会 平成22年7月26日
 - 第1回策定委員会のまとめと修正部分の説明
 - 計画素案の提案
- ③ 第3回策定委員会 平成22年8月31日
 - 計画素案の提案
 - 生涯学習分野に係る内容の変更の提案
- ④ 第4回策定委員会 平成22年9月30日
 - 第2、3回策定委員会のまとめと修正部分の説明
 - 計画原案の提案
- ⑤ 第5回策定委員会 平成22年10月28日
 - 「理念」について
 - 第4回策定委員会のまとめと修正部分の説明
 - 計画案に対する意見募集について
- ⑥ 第6回策定委員会 平成22年12月7日
 - 計画案の最終確認
 - 計画案に対する意見と回答について
- ⑦ 第7回策定委員会 平成23年3月
 - 学校・園規模適正化推進計画(仮称)及び次世代育成支援行動計画(後期計画)の説明



策定委員会

2 佐用町の教育

(1) 佐用町立学校の変遷

全国初の機関の共同設置方式※¹による佐用郡教育委員会が発足した昭和41年当時、佐用郡内の町立学校は、中学校8校(うち分校2校)、小学校14校であった。

昭和46年、上月中学校と久崎中学校を統合して上月中学校に、三日月小学校と大畑小学校を統合して三日月小学校となった。

昭和50年、佐用中学校、同江川分校、利神中学校、同石井分校を統合して佐用中学校となった。

昭和60年以降は、過疎化、少子化により児童生徒数の減少が進み、この25年間で佐用郡内の児童生徒数は、1,500人以上減少した。(昭和60年3,086人、平成22年1,425人)

平成6年4月1日、児童数の減少が著しい長谷、平福、石井、海内の4小学校を統合し、新たに利神小学校として開校した。しかし、統合当時220人いた児童も、現在では95人に減少している。利神小学校の開校によって、管内の町立学校については、4中学校、10小学校となり、現在に至る。

平成17年10月、佐用、上月、南光、三日月の4町が合併、佐用郡教育委員会が解散して新たに佐用町教育委員会として発足するとともに、14小中学校すべてが佐用町立学校となった。



佐用町立利神小学校

※1 **機関の共同設置方式**…小規模町村において充実した行政を行うために、複数の市町村が共同で行政事務を処理する方式。

(2) 教育の現状と課題

① 夢を持つ教育の推進

昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、この間に情報化、少子高齢化、グローバル化、都市化、価値観の多様化、ライフスタイルの変容等、社会の状況が大きく変化し、教育を取り巻く環境も大きく変わってきた。それらを背景に、子どもたちにとっては、将来への不透明さが増幅している。

こうした中、教育委員会では、重点的に取り組むべき教育課題について、その指導目標や実践上の指針を示した「教育さよう(一般方針)」を、毎年更新・発行し、「人生は希望があってこそ生きがいがあり、希望の生活にのみ充実が期せられる」という「夢ある教育」の理念のもと、夢を持つ教育の推進に取り組んでいる。

学校においては、児童生徒や地域の実態に応じ、「学校経営概要」※1を作成し、特色のある教育活動の展開に努めている。授業や学校行事、その他の学校生活を営む中で、未来に向かってはばたく児童生徒の「夢」をはぐくむことをめざしている。

そのためには、学校でキャリア教育※2に取り組むことはもちろん、保護者や家庭との連携を深め、同じ足並みで推進していくことが必要になってくる。

しかし、経済発展に伴い、保護者のライフスタイルも大きく様変わりする中で、地域共同体的な価値観が次第に薄れ、集団よりも個を優先する傾向が強まっている。個を強調する保護者の声と、集団としてのルールや秩序を維持する学校との間で、複雑な判断を迫られるケースも見られるようになってきた。誤った個人主義の広がり、家庭や地域の教育力の低下につながり、子どもたちの規範意識や学習意欲にも影響を及ぼすものと考えられる。また、社会と家庭の経済状況の悪化に伴い、子どもたちに健全な勤労観・職業観が育ちにくい状況も生まれてきている。

未来に向かってはばたく子どもたちの「夢」をはぐくむために、学校と家庭・地域との連携を一層密にするとともに、就学前教育を進める保育園・幼稚園とより強い連携を図ることが重要である。



保育園児と小学生の交流会

※1 **学校経営概要**…佐用町内の各小中学校において、学校教育目標、学校経営方針、教育課程、その他の各種の年間計画を冊子としてまとめたもの。

※2 **キャリア教育**…望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

(平成11年「中央教育審議会答申」より)

② 「生きる力」をはぐくむ教育の推進

社会の状況が大きく変化する中、学校教育においては、全国的な傾向として、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下といった教育課題が顕在化してきた。

「生きる力」とは、文部科学省の定義によれば、学習の基礎・基本、いかに社会が変化しようとする課題を見つけ主体的に判断してよりよく問題を解決する資質や能力、たくましく生きるための健康や体力等のことである。

教育委員会では、前述の「教育さよう(一般方針)」において、「基礎・基本の確実な定着を図り、生きる力をはぐくむ教育を充実する」ことを重点目標の一つとして掲げ、目標達成に向けて取り組んできた。平成13年度には、児童生徒一人一人の個性や能力の伸長と基礎学力の向上に向けて、新学習システム^{※1}による少人数授業^{※2}を導入した。

平成21年度からは、新学習指導要領を先行実施する形ですべての小学校における外国語活動を導入し、平成21年度から22年度にかけて、利神小学校が教育委員会の指定研究を推進している。

また、兵庫型教科担任制^{※3}を平成21年度に上月小学校で、22年度には上月小学校と徳久小学校で実施している。教師の専門性を生かした質の高い授業づくりやきめ細やかな指導の充実を図り、中学校の教科担任制への円滑な移行につなげていきたい。

I C T^{※4}については、平成22年現在、すべての小中学校のパソコン教室に1人1台のパソコンを整備するとともに、プロジェクター、教材提示装置、電子黒板^{※5}を各校1台導入し、効果的な活用方法の研究に取り組んでいる。

たくましく生きるための健康や体力の向上に向けては、「健やかにたくましく生きるための食育・健康教育を進める」ことを重点目標の一つとし、給食指導をはじめとした食に関する指導の充実、体育の授業や部活動を中心とした体力づくりの充実に努めてきた。

今後は、現状の取組を継続するとともに、確かな学力の定着を図るためより効果的な指導方法を研究し、心身ともに健全な子どもを育成するための指導体制を整備することが大切である。

※1 **新学習システム**…新学習システム推進教員を配置し、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図るための指導体制や指導方法の工夫・改善をめざしたシステム。

(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

※2 **少人数授業**…小学校3年生以上と中学校において、「各教科」「総合的な学習の時間」等で、学級の枠を外した弾力的な少人数の学習集団を編成して行う授業。(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

※3 **兵庫型教科担任制**…小学校5・6年生において、交換授業等による教科担任制と少人数授業を組み合わせて実施している。(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

※4 **I C T**…Information and Communication Technology の略で、多くの場合「情報通信技術」と訳される。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来の「I T」とほぼ同様の意味で用いられる。

(「I T用語辞典バイナリ」より)

※5 **電子黒板**…パソコンと接続できるホワイトボードで、パソコンの画像や動画を大きく映し出したり、電子ペンで書き込んだり、画面を保存していつでも取り出したりすることができる機器。

③ 心の通う教育の推進

現代は物質的には豊かになっているが、子どもの生活体験や自然体験は乏しくなり、人間関係が希薄化し、美しいものや自然に感動する心、思いやりの心が薄れていく傾向が見られる。

教育委員会では、「心の通う教育」として、教職員と児童生徒及び児童生徒相互の心の絆を深め、望ましい人間関係を築いていく心の教育の充実を進めてきた。

教育の重点の大きな柱である道徳教育の充実に関しては、各校において道徳の時間を要として教育活動全体を通じて推進しており、平成21年度から22年度にかけて佐用小学校が文部科学省の指定を受けて研究に励んでいる。

人権教育の充実に関しては、道徳教育と同様に、各校で教育活動全体を通じて推進しており、他にも、佐用町人権教育協議会においての研修会、各中学校区での地区研修会、人権教育研究発表会等を実施し、人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念をはぐくむ取組を進めている。平成22年度には、上津中学校、徳久小学校、徳久保育園において、教育委員会指定の人権教育研究発表会が開催された。

生徒指導については、子どもの内面理解に基づいた適切な生徒指導を行うことを目的に、佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会にて連絡調整、情報交換、研修を行ってきた。

また、子どもたちの内面に自己肯定感や達成感、規範意識等をはぐくむことをねらいとして、小学校において「環境体験事業」※¹「自然学校」※²、中学校において「トライやる・ウィーク」※³を実施し、体験活動を推進している。

今後はこれらの取組を踏まえ、生命を大切にし、人権を尊重する、「豊かな心」を培う教育を一層充実させ、公共心の欠如、いじめや不登校等の増加といった教育課題の解決に向け、関係機関との連携を密にして、子どもたちの心を支える教育を推進していかねばならない。

-
- ※1 **環境体験事業**…小学校3年生対象の事業で、校外で年3回以上の環境体験活動を実施。山林、田や畑、川や海岸等の環境における体験活動を通して、五感を使って自然とふれあうことを目的としている。
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
- ※2 **自然学校**…小学校5年生対象の事業で、学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、児童が人とのふれあい、地域社会への理解を深めるなど、様々な活動に取り組むことを通して、心身ともに調和のとれた児童の育成を図ることを目的としている。
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
- ※3 **「トライやる・ウィーク」**…中学校2年生対象の事業で、学校・家庭・地域社会の三者の連携のもと、6月または11月を中心とする1週間、学校を離れ地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を行う。
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

④ 地域に根ざす教育の推進

子どもたちは、学校・家庭・地域の様々な場で学び、成長していく。それぞれの場での学びが結びつくことで、相乗的な効果をもたらし、子どもたちを媒介として地域の絆が深まり、地域の活性化につながることが期待される。

教育委員会では、「夢ある教育」の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちをはぐくむ取組を進めてきた。

全小中学校においてオープンスクールを実施し、学校や子どもたちの様子を地域住民が実際に観る機会を提供してきた。学校通信、ホームページ等による情報の発信にも取り組んでいる。また、学校評議員制度※¹、学校関係者評価※²を導入し、教育活動、学校運営の状況等について積極的に情報を提供し、開かれた学校づくりを進め、地域に根ざす教育を推進してきた。

近年、通学路における犯罪、学校への侵入者、学校内での転落事故等学校の内外において子どもたちにかかわる事件・事故が発生していることを受け、安全教育、防犯教育に取り組み、保護者や地域ボランティアと協力して、児童生徒の登下校時の安全確保の体制づくりに努めてきた。

平成21年8月、台風9号による記録的な集中豪雨によって、佐用町は想像を絶する大災害に見舞われた。この災害から得た貴重な教訓をもとに、家庭・地域と連携した防災教育を推進していくことが求められている。

今後は、佐用町青少年育成センター、さよう子育て支援センター、生涯学習課等関係機関との連携についても一層強化し、家庭・地域の教育力の向上に寄与していくとともに、学校・家庭・地域の連携を深め、開かれた学校を中心に地域ぐるみで子どもを見守り育てていく体制づくりが必要である。



青パトによる下校時の安全指導

※1 **学校評議員制度**…平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして導入され、平成12年4月から実施されている。

(文部科学省ホームページより)

※2 **学校関係者評価**…保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校(小学校に接続する中学校等)の教職員その他の学校関係者により構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換などを通じて、学校自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

(文部科学省「学校評価ガイドライン」より)

⑤ 適正規模の検討の推進

少子化、過疎化の進行等により、学校・園の小規模化が進んでいる。今後もこの傾向が続き、平成25年度には町内小学校児童数は822人、中学校生徒数は473人と推測され、町内小学校においては複式学級が5～7学級となる見込みである。1学級10人以下の学級も大幅に増え、少人数化した学級では人間関係が固定化することが懸念される。6年間同じ人間関係のために子どもの中に序列ができ、これをクラス替えによって是正する機会もない。また、体育・スポーツ活動の団体競技種目や音楽の合奏・合唱活動の展開は困難となる。学校の活力や、子どもたちの集団としての高まりも得にくい状況である。

平成19年3月に策定された「佐用町総合計画」第6節の1「よりよい教育環境の整備」において「少子化の進行による児童・生徒数の減少に伴い、学校の適正規模の検討も必要となっている。」と明記されているように、学校・園の適正規模の検討を進めていく必要がある。

	平成5年度	10年度	15年度	20年度	22年度	25年度	30年度
小学校	1,748人	1,494人	1,253人	1,017人	929人	822人	683人
中学校	969人	827人	677人	574人	496人	473人	405人
合 計	2,717人	2,321人	1,930人	1,591人	1,425人	1,295人	1,088人

※ 平成25年度及び平成30年度については見込み数

(「佐用町立学校適正規模検討作業部会報告書」より)

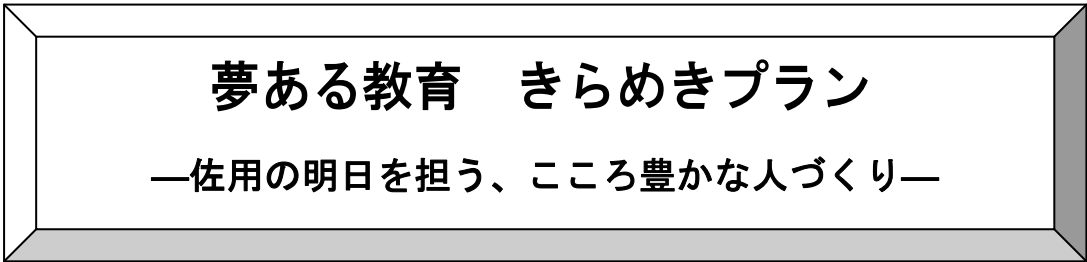


全校で集団ゲームを楽しむ児童たち

●第2章 佐用町のめざす教育

1 基本理念

第1章「策定にあたって」で述べた佐用町の教育の現状と課題を踏まえ、今後5年間でめざすべき教育の基本理念を示す。



夢ある教育 きらめきプラン

—佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり—

第1章で述べたように、佐用町では、これまで、「人生は希望があつてこそ生きがいがあり、希望の生活にのみ充実が期せられる」という「夢ある教育」の理念のもと、「夢ある教育とこころ豊かな人づくり～地域に根ざす教育の推進～」を基本理念として、様々な取組を進めてきた。

本計画においては、「夢ある教育 きらめきプラン—佐用の明日(あす)を担う、こころ豊かな人づくり—」を基本理念とし、これまでの教育の成果を踏まえるととともに、今求められている教育の理念を示した改訂教育基本法、兵庫県教育施策に関する基本的な計画である「ひょうご教育創造プラン」に基づき、今後の教育を推進していくこととした。これは、小中学校における学校教育だけにとどまらず、「育ちの連続性」を重視し、保育園・幼稚園に通う幼児から小中学校の児童生徒までを対象とした教育の振興をめざす基本計画である。

夢に向かって一生懸命努力する姿は、とてもかがやいているものである。テーマ「夢ある教育 きらめきプラン」は、夢や希望を持ち、いきいきとかがやきながら活動する子どもをイメージし、表現したものである。第1章でもふれたように、社会の変化に伴い、子どもたちに健全な勤労観・職業観が育ちににくい状況も生まれてきている。こういった状況に陥らないように、まずは大人たちが、夢や希望を持ち、いきいきとかがやいていることが大切である。そして、子どもたちが夢や明るい希望を持ち、いきいきとかがやく「夢ある教育」をめざしていく。

サブテーマ「佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり」には、思いやりの心やふるさとの自然や伝統文化を大切にし、生涯を通じて“ふるさと佐用”を愛する心を持ち、広く社会に貢献できる人に育って欲しい、という願いを込めている。

この基本理念のもとに2つの基本方針を、さらにそれらをもとに5つの重点目標を定めることとする。

2 基本方針

I 「夢ある教育」の推進

「夢ある教育」の理念を引き継ぎ、「知・徳・体のバランスがとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人」を育てる教育を推進していく。夢のあるところには希望が湧き、希望があるところには向上心が育つ。向上心は、基礎基本をはじめとする確かな学力や、たくましく生きるための体力等の習得に向けた努力へとつながる。

これらは社会人としての基礎となるものであり、就学前から小中学校を通じて育成することが大切であり、自立的に生きる力を培う教育を推進する。

II 「こころ豊かな人づくり」の推進

人は一人では生きていけない。同じ地域の住民はもちろん、様々な国や地域の人々と共生することが必要である。また、人と環境とのかかわりについて考えると、自然環境との共生も不可欠である。そのために、学校・家庭・地域が一体となって、相手を思いやる望ましい人間関係を築き、郷土の自然や伝統文化を大切にする豊かな人間性や社会性を養う教育を推進する。



西はりま天文台公園での自然学校

3 重点目標

重点目標 1 未来に向かってはばたく「夢」をはぐくむ

基本方針Ⅰ「夢ある教育」の推進を受け、まず、子どもたちに「夢」をはぐくむことが肝要である。各校・園において子どもたちの思いや学力・体力を把握し、実態に即した特色のある教育課程・保育課程を編成する。さらに校種を越えた連携体制を強化し、キャリア教育の推進など「夢」をはぐくむ教育を推進していく。そして、子どもたち一人一人が将来の生き方を考え、夢を持って自己実現を図ることができるよう指導、支援していく。

重点目標 2 「生きる力」を培う

基本方針Ⅰ「夢ある教育」の推進に沿い、重点目標 1 『未来に向かってはばたく「夢」をはぐくむ』こととともに、「生きる力」を培うことが重要である。基礎的・基本的な知識や技能に、思考力・判断力を必要とする問題解決能力、学ぶ意欲等も含めた確かな学力の定着を図り、心身ともに健全な子どもを育成することに努めていく。

重点目標 3 豊かな人間性や社会性を育てる

基本方針Ⅱ「こころ豊かな人づくり」の推進を受け、まず、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育てることが大切である。社会の変化に伴い、国際的な視野に立った多文化共生の精神や自然環境と共生する態度を養い、差別解消はもとよりインターネットによる人権侵害等人権にかかわる新しい課題にも適切に対応できる力を育てる教育が求められている。道徳教育や人権教育、温もりのある生徒指導、豊かな体験活動等を通して、互いを思いやり、命や人権を大切にする心の教育を進めていく。

重点目標 4 地域に根ざし開かれた学校・園をつくる

基本方針Ⅱ「こころ豊かな人づくり」の推進に沿い、重点目標 3『豊かな人間性や社会性を育てる』こととともに、地域に根ざした学校・園をつくることが求められる。地域の教育力を活用して安全・安心な学校・園づくりを進めているところではあるが、学校・家庭・地域の連携を一層密にして安全教育、防災教育等を進めていく。また、関係機関との連携を図りながら、郷土に根ざし開かれた学校・園づくりを推進していく。

重点目標 5 社会の変化に対応する学校・園をつくる

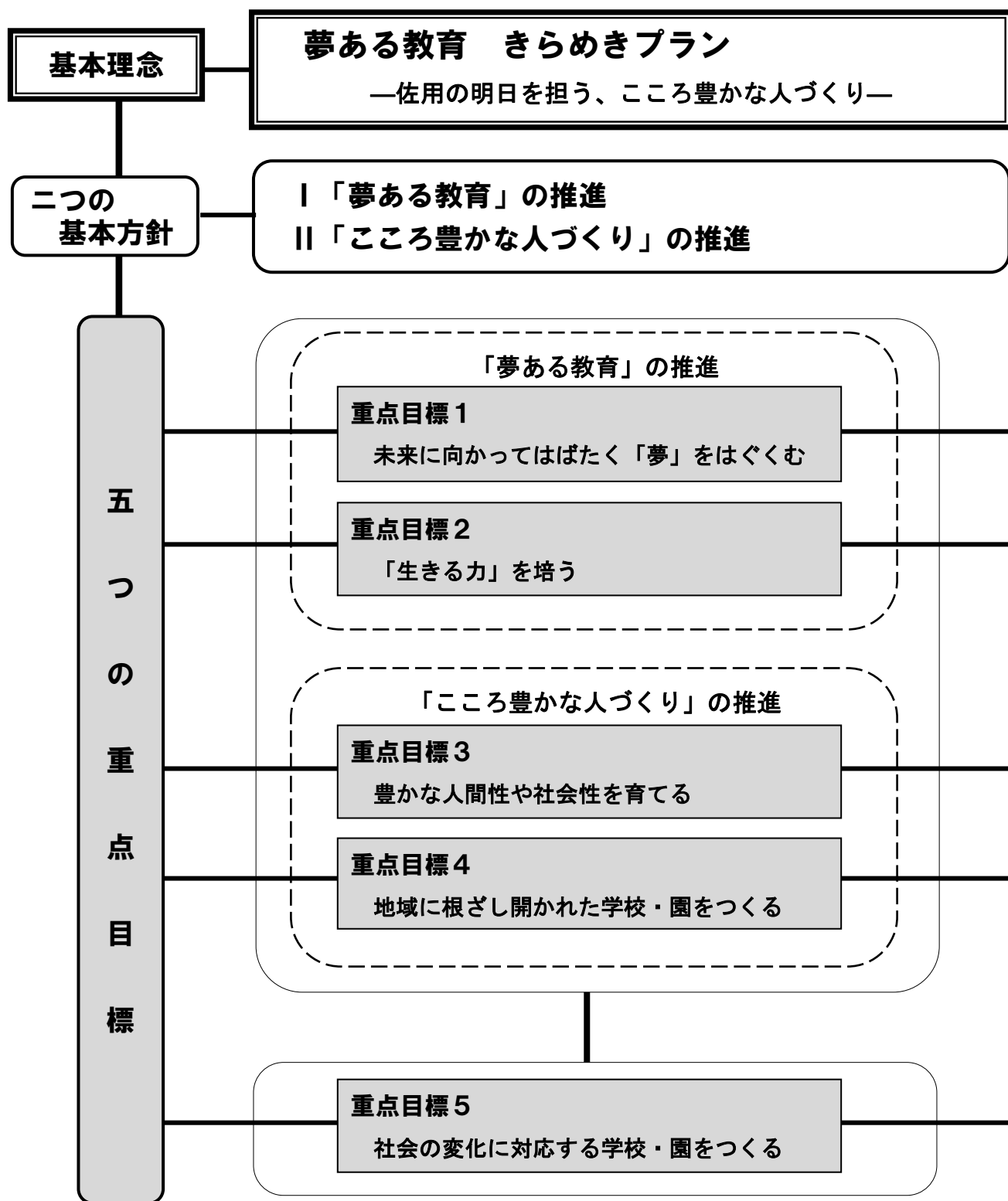
基本方針Ⅰ、Ⅱを推進するにあたり、社会の変化に対応する学校・園をつくる必要がある。全国的な少子高齢化、核家族化の進行、人間関係の希薄化等様々な変化が急速に進んでいる。このような社会の変化は学校や子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしているが、中でも佐用町においては、子どもの極端な減少が課題となっている。学校の活力や、子どもたちの集団としての高まり、体育・スポーツ活動の団体競技種目や音楽の合奏・合唱の学習展開などを考慮しながら、よりよい教育環境の向上をめざして、学校・園の適正規模の検討を進めていく。

また、こうした傾向が続く情勢の中、次世代社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を図り、総合的な次世代育成支援対策を推進することが大切である。健康福祉課が中心となり、「佐用町次世代育成支援行動計画(前期計画)」の成果と課題を踏まえて後期計画を策定し、次世代育成に関する施策を総合的に推進している。教育委員会においても、町行政(健康福祉課)との連携をより強化し、子どもと家庭を支える取組を進めていく。



小学校での防災学習

4 施策体系表



重点目標に関わる施策

- (1) 温もりのある教育活動の展開
- (2) 特色のある教育活動の展開
- (3) 保幼小中連携の充実
- (4) キャリア教育の推進
- (5) 学校・園と家庭との連携

- (1) 確かな学力の定着と個に応じた指導の充実
- (2) 教職員の資質向上
- (3) 健やかな身体の育成
- (4) 豊かな心の育成

- (1) 人権文化の創造
- (2) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実
- (3) 体験活動の推進
- (4) 社会の変化への対応力の育成
- (5) 郷土の伝統文化を大切にする心の育成

- (1) 地域と連携する学校・園づくりの推進
- (2) 安全・安心な学校・園づくりの推進
- (3) 防災教育の推進
- (4) 地域教育活動との連携
- (5) 関係機関との連携

- (1) 学校・園規模適正化の推進
- (2) 次世代育成支援対策の推進

●第3章 主な施策と事業

本章では、前述の5つの重点目標の達成に向けて展開する事業内容を、現状の取組と今後の取組とに分けてまとめた。今後の取組については、現状の取組を継続した上でさらに力を入れて取り組むべき内容について説明している。

重点目標 1 未来に向かってはばたく「夢」をはぐくむ

(1) 温もりのある教育活動の展開

未来に向かってはばたく「夢」をはぐくむ土壌として、教職員・保育士と子どもとの心の絆を深め、温もりのある教育・保育を展開していくことが望まれる。温もりのある教育とは、一定の厳しさとともに、子どもたち一人一人の心をとらえ、個性を尊重し温かい雰囲気の中で行われる教育のことである。温もりのある教育活動を展開するためには、子どもたちがどんな思いを抱いているのか、また、現状の学力や体力はどのような実態なのかを把握した上で学校・園運営にあたることが大切である。

① 子どもの思いの把握

現状の取組	今後の取組
子どもの表情や様子の観察、日記や作文、連絡帳、アンケート調査、その他直接的な関わり等を通して、子ども一人一人の思いや興味・関心の内容等の把握に、担任教師・担当保育士をはじめとして、全職員が取り組んできた。 不登校傾向の児童生徒については、家庭と連携しながら、子どもの気持ちに寄り添うように努めている。	全職員が把握した情報の共有化を進めるとともに、家庭訪問、個別懇談等を活用して家庭との連携を密にし、子どもの内面理解に努めていく。 スクールカウンセラー※¹等の専門家と連携し、子どもの悩み等を受け止め、心のケアを図っていく。 特別な支援を要する子どもについては、「個別の教育支援計画」※²や「個別の指導計画」※³を活用し、学校生活支援教員やスクールアシスタントと連携して効果のある支援、教育を推進していく。
具体的な取組 ○日記、連絡帳の活用 ○アンケート調査の実施と分析 ○家庭訪問 ○個別懇談 ○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用	
事業名 ○学校生活支援教員配置事業※⁴ ○スクールアシスタント配置事業※⁵	



先生と子どもたちとのふれあい

-
- ※ 1 **スクールカウンセラー**…児童生徒へのカウンセリング、教職者への助言・援助、保護者への助言・援助を目的として児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者を中学校に配置している。
(文部科学省ホームページより)
- ※ 2 **個別の教育支援計画**…障がい※³のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定されるもの。
(文部科学省ホームページより)
- ※ 3 **個別の指導計画**…当該児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだもの。
(文部科学省ホームページより)
- ※ 4 **学校生活支援教員配置事業**…LD(学習障がい)※⁷、ADHD(注意欠陥多動性障がい)※⁸等支援を必要とする児童生徒が、安定した学校生活や集団行動が行えるよう「支援地域拠点校」に「学校生活支援教員(LD等通級指導教室担当教)」を配置し、該当児童生徒の支援体制のあり方についての実践的研究を行う。
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
- ※ 5 **スクールアシスタント配置事業**…ADHD等により行動面で著しく不安定な児童やその児童が在籍する学級への支援の他、暴力行為等の問題行動や不登校等に対応するためスクールアシスタントを小学校に配置し、児童一人一人の実態に応じた効果的な指導・支援のための補助活動を行うとともに学校・学級運営の支援に努める。
(内閣府ホームページより)
- ※ 6 **障がい**…近年、「害」の字が入っているのは好ましくないとして、地方自治体を中心に交ぜ書きで「障がい者・障がい児」に表記を変更する動きが広がっている。国においては従来の「障害者施策推進本部」に代えて、「障がい者施策推進本部」の表記で設置している例がある(平成21年12月8日、閣議決定)。本計画においても、この表記を用いることとする。
- ※ 7 **LD(学習障がい)**…基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。
(文部科学省ホームページより)
- ※ 8 **ADHD(注意欠陥多動性障がい)**…年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
(文部科学省ホームページより)

②学力・体力の実態把握

現状の取組	今後の取組
学力の実態については、学力・学習状況調査※¹や、各校で実施している校内テスト等の結果を学校ごとに分析・考察し、成果と課題を明確にしてきた。 体力の実態については、体力・運動能力、運動習慣等調査※²や、体育の授業における体力測定等の結果をもとに、児童生徒の体力、運動能力の実態を把握してきた。	全国的・全県的な視点から分析するとともに、これまでの結果と対比・分析することで、成果と課題を明確にし、課題解決に向けた指導法を研究、推進していく。 体力については、調査による結果を生活の様子と関連させて分析し、課題を明確にした上で、課題解決に向けた指導法を研究、推進していく。
具体的な取組 ○課題解決に向けた指導法の研究、推進	
事業名 ○学力・学習状況調査 ○体力・運動能力、運動習慣等調査	

③児童生徒の実態に基づいた学校運営

現状の取組	今後の取組
各学校において、めざす学校像・児童像・教師像を明確にして学校教育目標を掲げ、児童や地域の特性を十分考慮して学校経営方針を確立し、「学校経営概要」※³「年間指導計画」※⁴としてまとめている。それらに基づき、温もりのある教育活動の展開に努めてきた。 保育園においても同様に目標、方針を策定し、温もりのある保育の展開に努めている。	「佐用町教育振興基本計画」に基づいた学校経営方針を実態に即して学校ごとに策定し、児童生徒の心身の発達や特性を十分考慮して、温もりのある教育活動を推進していく。 保育園においても、「佐用町教育振興基本計画」に基づいた「佐用町保育方針」を策定し、温もりのある保育活動の展開を図っていく。
具体的な取組 ○「学校経営概要」の策定 ○「年間指導計画」の策定 ○「佐用町保育方針」の策定	

※1 **学力・学習状況調査**…文部科学省が、全国的に子どもたちの学力状況を把握するために、小学校6年生と中学校3年生を対象に平成19年度から実施している。平成22年度より調査方式を悉皆調査から抽出調査及び希望利用方式に切り替えている。(文部科学省ホームページより)

※2 **体力・運動能力、運動習慣等調査**…文部科学省が、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析するために、学校抽出方式で、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施している。(文部科学省ホームページより)

※3 **学校経営概要**…p 7 参照。

※4 **年間指導計画**…佐用町内の小中学校において、各学級の学級経営案、各教科・道徳・学級活動等の年間指導案、総合的な学習の時間の学年別カリキュラム等を、冊子としてまとめたもの。

(2) 特色のある教育活動の展開

新学習指導要領総則、教育課程編成の一般方針に、「児童に生きる力をはぐくむことをめざし、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開する」と記されており、温もりのある教育に加え、特色のある教育活動を展開していくことが望まれる。特色のある学校づくりのためには、まず、教育課程の編成において各学校の児童生徒の実態に応じて創意工夫を凝らすことが大切である。

また、保育指針総則の趣旨に、「各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。」と明記、また、幼稚園教育要領の教育課程の編成に、「創意工夫を活かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。」と明記されていることから、学校教育のみならず保育・幼稚園教育についても同様のことが言える。

①小中学校における教育課程の編成

現状の取組	今後の取組
各学校において、学習指導要領の趣旨に則り、兵庫県教育委員会の「指導の重点」、教育委員会の「一般方針」、各校の「学校経営概要」を踏まえ、児童の心身の発達や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成してきた。さらに、年度末にはそれまでの教育活動を全職員で振り返って成果と課題を明らかにし、次年度の教育活動に活かしている。	学校評議員会※ ¹ 、学校関係者評価※ ² を活用して家庭や地域との連携を深め、地域の自然や文化等それぞれの特性を活かした、特色のある教育課程を編成していく。 効率的な学校運営を進めるために、会議や研修の見直し、学校行事の精選、校務の効率化等を図っていく。
具体的な取組 ○学校評議員会の活用 ○学校関係者評価の活用 ○地域の自然や文化等を活かした特色のある教育課程の編成	



紙すき体験(総合的な学習の時間)

※1 **学校評議員会**…学校評議員制度のもと、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進し、保護者や地域住民の相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられた。学校評議員制度についてはp 7 参照。
(文部科学省ホームページより)

※2 **学校関係者評価**…p 10 参照。

②保育園における保育・教育課程の編成

現状の取組	今後の取組
各園において、保育指針・幼稚園教育要領、佐用町保育方針に基づいて保育・教育課程、指導計画を編成し、日々の保育・教育活動を工夫し、一人一人を大切にする視点で支援、指導してきた。	幼児の主体性を尊重し、直接的な体験を通して支援、指導していくとともに、保護者との適切な連携を図り、保護者が保育・教育課程の編成に参画していく体制づくりに努める。
具体的な取組 ○保育・教育課程の編成 ○保護者参画の体制づくり	

③魅力ある部活動の推進

現状の取組	今後の取組
教育課程外の学校教育活動として、共通の興味・関心を持つ生徒が、顧問教師の指導のもと目標に向かって切磋琢磨しながら、心身ともに健全な育成をめざす重要な活動として取り組んできた。 地域や学校の実態に応じて社会体育施設を活用する等、運営上の工夫を図っている。	新学習指導要領総則の中に、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように」と明記されたことを踏まえ、重要な学校教育の一つとして意欲の向上や責任感、連帯感の涵養をめざし推進していく。 生徒数の減少に伴う部活動の選択幅の縮小といった課題解決に向け、生徒にとって魅力ある部活動のあり方を検討していく。
具体的な取組 ○社会体育施設の活用 ○魅力ある部活動のあり方の検討	

④実効性のある学校評価の推進

現状の取組	今後の取組
兵庫県の学校評価ハンドブックに基づき、教育活動や学校運営の状況について学校自己評価及び学校関係者評価を実施し、学校だより等を活用してその分析結果や今後の改善策を公開する等、学校評価システムの確立を図ってきた。	校長のリーダーシップのもと、目標・計画→実践→評価→次年度への反映という学校評価の一連の活動を継続的に実施し、学校運営の改善及び特色のある教育活動の展開に活かしていく。
具体的な取組 ○学校だより等による公開 ○学校評価システムの確立	

(3) 保幼小中連携の充実

近年、学校現場において「小1プロブレム」※1「中1ギャップ」※2といった問題がよく取り上げられるようになってきた。いずれも、保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へという、環境の変化に適応できず起こる現象である。こういった問題の発生を防ぐために、校種を越え連絡を取り合う、交流活動を取り入れる等、連携を密にしていくことが必要である。中学校学習指導要領では、「小学校、高等学校及び特別支援学校等との間の連携や交流を図る」と明記、また、保育指針では、「子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、情報提供や相互理解等小学校との積極的な連携を図ること」と記されている。保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へと環境が移行しても、子どもが本来持っている能力を伸ばすことができるように配慮し、生活・学習の滑らかな接続を実現する体制を整えることが大切である。

①保幼小連携の充実

現状の取組	今後の取組
保育園から小学校への移行が円滑に行われるよう、保育士による授業参観、教職員による保育参観、保育士・教職員による保幼小連絡会等を行い、指導方法や内容の連携を図るよう努めてきた。 新入生体験入学やさつまいも掘り、いちご狩り等の体験活動を幼児と児童との交流活動として実施することで、幼児の就学への意欲付け、児童の自信につながっている。	保幼小連絡会での協議内容を全職員で共有して共通理解を図り、指導方法や内容の連携を強化するとともに、幼児と児童との交流活動の内容を一層充実させていく。
具体的な取組 ○保幼小連絡会(授業参観、保育参観等) ○保幼小交流会(新入生体験入学、体験活動等)	

※1 **小1プロブレム**…小学校に入学したばかりの1年生の学級において、「集団行動がとれない」「授業中に座ってられない」「教師の話を聞かない」等の状態が数ヶ月間継続し、学級が機能しなくなる状況のこと。

※2 **中1ギャップ**…学問の入り口としての学習、教科担任制の戸惑い、講義調授業への不満、友人や先生との人間関係の不安等に起因する不適応の問題状況のこと。

②就学前教育の充実(町行政との連携)

現状の取組	今後の取組
「小1プロブレム」の発生を防ぐために、保幼小連絡会や交流会を実施し、保幼小連携の充実に努めてきた。	町行政(健康福祉課)と連携を図り、幼児の基本的生活習慣の確立、自主自立、集団生活への適応等を図る指導に取り組み、保幼園から小学校へ円滑な移行ができるよう努めていく。
具体的な取組 ○基本的生活習慣の確立、自主自立、集団生活への適応等を図る指導	

③小中連携の充実

現状の取組	今後の取組
学習意欲の低下や学習への不安、不登校の増加といった中1ギャップ現象の発生を防ぐため、授業参観、小中連絡会等を行い、子どもの様子や学習指導方法について情報交換し連携を図るよう努めてきた。 地域の実情に応じて、交流給食や部活動見学、中学生2年生が小学校の児童と交流する「ミニトライやる」を実施している。	地域の実情に応じて、小学生と中学生との交流活動を取り入れ、小中連携の取組を充実させていく。小中一貫教育については、小中連携の取組の成果と課題を検証しながら研究を進めていく。 小学校5、6年生に新設される外国語活動については、内容や学習指導方法等の連携を充実させていく。
具体的な取組 ○小中連絡会(授業参観、情報交換会) ○小中交流会(交流給食、部活動見学、「ミニトライやる」)	
事業名	○佐用町教育事業(小中連携教育研究会)



小中交流会(交流給食)

④生徒指導体制の充実

現状の取組	今後の取組
生徒指導をより適切に行うことを目的に、「佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会」にて連絡調整会議や研修会を実施してきた。青少年育成センター、民生児童委員、警察等関係機関とも絶えず連携を図り、適切な指導・支援を求めたり、対策を講じたりしている。中学校区ごとに、生徒指導部会を開き、連絡調整や共通理解を図っている。	指導・対応方針に基づいた研修会を開き、健全育成や未然防止等についての認識を一層深めていく。関係機関とのより密接な連携を図り、必要な情報をより正確かつ迅速に伝達できる体制を整えていく。
具体的な取組	○佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会での連絡調整 ○生徒指導研修会 ○中学校区ごとの生徒指導部会
事業名	○佐用町教育事業(生徒指導協議会)

⑤人権教育の連携

現状の取組	今後の取組
人権教育の深化充実を図ることを目的とし、「佐用町人権教育協議会」において、保幼小中高と教育行政機関とが連携し、講演会と分科会から成る研究大会の開催、各中学校校区での地区研修会の実施、人権作文集「人権さよ」、実践集「人権・同和学习研究集録」の発行等を行ってきた。	「人権を普遍的な文化にまで高める」ことをめざし、各校・園相互の連携、社会教育機関との連携を一層密にした体制づくりに努めていく。差別解消はもとよりインターネットによる人権侵害等人権にかかわる今日的な課題についても認識を深め、連携のとれた研修を推進していく。
具体的な取組	○佐用町人権教育協議会研究大会(講演、分科会) ○佐用町人権教育協議会地区研修会(ブロック研修会) ○佐用町人権教育協議会指定研究の実施 ○人権作文集「人権さよ」の発行 ○実践集「人権・同和学习研究集録」の発行
事業名	○佐用町教育事業(人権教育協議会)



佐用町人権教育研究大会分科会

(4) キャリア教育の推進

近年、少子高齢化社会の到来や産業・経済の構造的変化等を背景として、将来への不透明さが増幅するとともに、就職・進学を問わず進路を巡る環境は大きく変化しており、フリーターやニートの増加が大きな社会問題となっている。

このような状況のもと、児童生徒の発達段階に応じて職業や勤労に対する考え方をはぐくみ、将来の生き方を考え、夢を持って自己実現を図ることができるよう、キャリア教育※¹を推進していくことが大切である。

① キャリア教育の実施

現状の取組	今後の取組
児童生徒の発達段階に応じて、総合的な学習の時間における職業調べ、「トライやる・ウィーク」※ ² を活用しての職場体験等、キャリア教育に取り組んできた。	児童生徒が将来の自分と社会との関わり方や生き方について考え、将来、社会人・職業人として自立していけるように、保護者や地域と連携しながら、キャリア教育を推進していく。
具体的な取組	○総合的な学習の時間におけるキャリア教育 ○「トライやる・ウィーク」での職場体験 ○目的と方向を持った進路決定
事業名	○地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業

② 進路指導の充実

現状の取組	今後の取組
学校の教育活動全体を見通した進路指導計画を作成し、生徒が主体的に進路を選択・決定できるよう、保護者と連携して個に応じた進路相談を行っている。進路先と連携しながら学校説明会を実施して生徒の意欲を高めたり、学級活動やホームルーム活動等で生徒が進路選択に向けて自己理解を深めることができるよう指導したりしてきた。	教師間、教師・保護者間、学校・進路先間の連携を一層密にして適切な指導助言を行い、生徒が主体的に課題の解決や葛藤の克服に取り組んでいけるよう、組織的に支援していく。
具体的な取組	○進路先と連携した学校説明会 ○学級活動等における進路指導

※1 キャリア教育… p 7 参照。

※2 「トライやる・ウィーク」… p 9 参照。

(5) 学校・園と家庭との連携

子どもたちに「夢」と「希望」を育んでいくために、学校・園は家庭との連携を図るとともに、教育の原点である家庭の教育力の向上を支援していくことが大切である。

教育基本法第10条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。それぞれの家庭の状況やニーズを踏まえ、PTAや保護者会が一層充実した活動を展開できるよう、組織的・継続的な研修の実施を支援していく必要がある。また、保護者との連携を密にし、学校と家庭が一体となって「夢ある教育」の実現に向け取り組んでいくことが重要である。

① 保護者との連携

現状の取組	今後の取組
学校だより、学校ホームページ、学級通信、連絡帳、園だより等を活用して、教育方針や学校・園での子どもたちの生活・学習の様子を保護者に連絡するとともに、保護者の願いや思いを受け止め、連携を図ってきた。参観日やオープンスクールを実施して、子どもや学校の様子を保護者に公開する機会を設けている。	学級懇談会等で、基本的生活習慣や学習習慣を身に付けること等の啓発に努めていく。PTAや保護者会との連携を図り、家庭の教育力の向上を支援していく。
具体的な取組 ○学校だより、学校ホームページ、学級通信、連絡帳、園だよりの活用 ○参観日 ○オープンスクール ○学級懇談会	



親子学習会

②PTA研修会の実施

現状の取組	今後の取組
子育てのあり方や子どもを取り巻く状況等を見つめ直し、家庭教育について考える機会として、各単位PTAや佐用郡PTA連合会において研修会やPTCA活動実践発表会等を実施してきた。子育て体験文や子どものつぶやき等を掲載したPTA学習冊子「家族の絆」※ ¹ を編集、回覧し、子育てや家庭教育に関する情報の共有化を図っている。	PTA学習冊子「家族の絆」を活用し、家庭教育に関する課題を明確にし、その解決策を共通認識して、家庭の教育力の向上を図っていく。他地域の先進的な取組からも学び、研修を深めていく。
具体的な取組	○各単位PTAにおける研修会 ○佐用郡PTA連合会リーダー研修 ○PTA学習冊子「家族の絆」の編集と活用
事業名	○PTCA活動支援事業

③保育園保護者会研修会の実施

現状の取組	今後の取組
親としてのあり方を学ぶ環境が失われつつある中、幼児期の子どもと直接関わる保育園の保護者会を対象に参加体験型の研修を行い、「楽しい親学び」の場を提供してきた。その中で、子育てに関する課題の共有化、課題解決のための方向性を探ってきた。	健康福祉課との連携を強化し、より多くの保護者が研修会に参加して互いに意見交流し、課題解決を図る体制づくりを進めていく。
具体的な取組	○単位保護者会研修会 ○保育園保護者会連絡協議会研修会



保育園保護者会研修会

※1 「家族の絆」…家庭教育・子育てについての思い、意見等を広く会員から募り、冊子として編集、回覧し、意見交流する場を提供することを目的として、佐用郡PTA連合会が編集・発行している冊子。

重点目標2 「生きる力」を培う

(1) 確かな学力の定着と個に応じた指導の充実

新学習指導要領総則、教育課程編成の一般方針には、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を活かす教育の充実に努めなければならない。」と記されている。文部科学省では、確かな学力の定義を、「基礎的・基本的な知識や技能はもちろん、これに加えて、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を含めた幅広い学力」としている。

確かな学力をはぐくむには、児童生徒の発達段階や個性を考慮し、家庭と連携を図りながら個に応じた学習指導を展開していくことが大切である。

①基礎・基本の確実な習得

現状の取組	今後の取組
各教科における基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るために、学習指導要領に基づいて評価規準を明らかにするとともに、指導方法の工夫・改善を図ってきた。朝の時間を学習タイム※ ¹ として設定したり、ドリル等を活用して反復学習を実施したりして、学力の基盤づくりに努めている。	児童生徒の実態を十分把握した上で、学習の目標及び内容、身に付けさせたい能力及び態度を明確にするとともに、評価のあり方を工夫し、指導と評価の一体化を図っていく。レポートの作成や推敲・批評、発表・討論等言語活動を充実させ、思考力・判断力・表現力等をはぐくむための授業づくりに努めていく。
具体的な取組	○学年・教科別基礎・基本事項系統表の作成 ○学習タイムの設定 ○反復学習の実施 ○言語活動の充実(レポートの作成等)
事業名	○佐用町教育事業(基礎学力向上)



小学校1年生国語の授業

※1 **学習タイム**…朝・放課後等の課外の時間や授業時間の一部を活用して、計算、漢字等の基礎学習を実施する。

②主体的に学ぶ態度の育成

現状の取組	今後の取組
児童生徒が興味・関心等に応じて学習課題を設定し、自ら進んで考えるよう指導を図り、主体的に学ぶ態度の育成に努めてきた。	総合的な学習の時間を中心に体験的・問題解決的な学習を積極的に取り入れ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、共同的に取り組む態度の育成に努めていく。
具体的な取組	○体験的・問題解決的な学習の導入 ○進路決定につながる学習の推進
事業名	○理科おもしろ推進事業※ ¹

③様々な形態による学習指導の充実

現状の取組	今後の取組
少人数授業※ ² や兵庫型教科担任制等※ ³ の「新学習システム」※ ⁴ や、補充的・発展的な学習を取り入れたきめ細やかな指導の推進を図り、個に応じた学習指導を展開してきた。	「新学習システム」の推進や個に応じたきめ細やかな指導の推進がより効果的に働くように、加配教員※ ⁵ を有効に活用するとともに、指導方法を研究し、学習指導のさらなる充実を図っていく。
具体的な取組	○「新学習システム」の推進 ○個に応じたきめ細やかな指導の推進
事業名	○学びの充実促進事業 ○佐用町教育事業(少人数指導)



特別講師による授業(理科おもしろ推進事業)

※1 **理科おもしろ推進事業**…小学校5・6年生の「理科」の観察、実験等の体験的な学習の時間に「理科推進員」を配置し、協力して授業を行うことにより「理科」授業の充実・活性化を図る。

(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

※2 **少人数授業**…p 8 参照。

※3 **兵庫型教科担任制**…p 8 参照。

※4 **新学習システム**…p 8 参照。

※5 **加配教員**…児童・生徒数によって決まる各都道府県の教員定数に上乗せして文科省・県が配置する教員。きめ細かい指導を行うこと等を目的にした「第七次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」に基づく。

(読売オンライン「用語解説」より)

④特別支援教育の充実

現状の取組	今後の取組
特別支援教育への理解・啓発を図るとともに、保護者と連携をとりながら一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行ってきた。各学校・園において、子どもの実態把握や適切な支援方法について検討を行い、学校・園全体での支援体制の整備に努めてきた。佐用町特別支援連携協議会※¹、西はりま特別支援学校との交流会、居住地交流会※²、佐用町特別支援学級交流会※³等を実施し、相互理解を図ったり、交流を深めたりしてきた。発達障がい※⁴等特別な支援が必要であると思われる児童生徒の保護者や教育関係者を対象としてこころの健康づくり相談事業※⁵を実施し、悩みや不安を取り除くための取組をしている。	佐用町特別支援連携協議会等との連携を深め、特別支援教育コーディネーター※⁶を中心として学校生活支援教員やスクールアシスタントとの連携を密にする等、支援体制を強化していく。「個別の教育支援計画」※⁷「個別の指導計画」※⁸「サポートファイル」※⁹等を活用して保護者や医療・福祉等関係機関と密接な連携をとりながら、長期的な視点で支援を行っていく。こころの健康づくり相談事業についても、より充実させ継続していく。
具体的な取組 ○佐用町特別支援連携協議会 ○居住地交流会 ○佐用町特別支援学級交流会 ○特別支援教育コーディネーターの活用 ○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用 ○「サポートファイル」の共有	
事業名 ○特別支援教育推進事業 ○こころの健康づくり相談事業 ○学校生活支援教員配置事業※¹⁰ ○スクールアシスタント配置事業※¹¹	



佐用町特別支援学級交流会



佐用町特別支援学級交流会

-
- ※1 **佐用町特別支援連携協議会**…特別な支援を必要とする子どもに対する特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育の推進に関する協議や関係機関との連携及び調整等を行う。
 - ※2 **居住地交流会**…特別支援学校に通う児童生徒が地域に根ざして生きる基盤をつくるために、居住地の小中学校に通う児童生徒と交流を深める会。
 - ※3 **佐用町特別支援学級交流会**…町内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒がお互いに交流を深め学び合うよい機会とするとともに、児童生徒の自立及び社会参加の促進を図ることを目的として実施している。
 - ※4 **発達障がい**…LD(学習障がい)^{※12}、ADHD(注意欠陥多動性障がい)^{※13}、高機能自閉症等の障がい。「障がい」という表記については、p 19 参照。
 - ※5 **こころの健康づくり相談事業**…特別な支援が必要であると思われる児童生徒の保護者や教育関係者を対象として、その悩みや不安を取り除くため、専門医による教育相談を教育委員会が主体となって実施している。
 - ※6 **特別支援教育コーディネーター**…障がいのある児童生徒の発達や障がい全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有し、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う者。
(文部科学省ホームページより)
 - ※7 **個別の教育支援計画**…p 19 参照。
 - ※8 **個別の指導計画**…p 19 参照。
 - ※9 **サポートファイル**…特別な支援や配慮を必要とする子どもが、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を受けられることを目的に、保護者と学校・園、関係機関が子どもの情報を共有するために作成されたファイル。
 - ※10 **学校生活支援教員配置事業**…p 19 参照。
 - ※11 **スクールアシスタント配置事業**…p 19 参照。
 - ※12 **LD(学習障がい)**…p 19 参照。
 - ※13 **ADHD(注意欠陥多動性障がい)**…p 19 参照。

(2)教職員の資質向上

子どもたちに生きる力をはぐくんでいくためには、教職員・保育士自身が資質向上に努めることが大切である。使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性の涵養に努め、専門性と実践的指導力の向上や、社会の変化に対応した教育観を培うことをめざし、研究と修養に努めなければならない。教育委員会指定の研究に学校全体で取り組んだり、各教科研究会、佐用町教育研究所を活用して研修に励んだりすることが大切である。また、ICT^{※1}活用能力を高める研修を積み、教育効果の向上に努めていく必要がある。

①豊かな人間性の向上

現状の取組	今後の取組
教職員・保育士としての使命感と高い倫理観のもと、一人一人の子どもを大切にし、温かくゆとりのある心で接する、人権に配慮した教育活動を行ってきた。	教職員・保育士自身が、地域行事やボランティア活動に参加したり、読書、スポーツ・文化活動等に励んだり、社会体験の機会を活かしたりして豊かな見識と幅広い視野を養うよう努めていく。 「教職員の勤務時間適正化対策プラン」^{※2}等に積極的に取り組み、教職員・保育士自身が心身ともに健康を保つよう心がける。 社会の変化に伴う子どもたちの意識や行動の変化を把握し、一人一人の個性の尊重に基づいた指導ができるよう指導力の向上を図っていく。
具体的な取組 ○地域行事やボランティア活動への参加	



研究授業後の研修にはげむ教師たち

※1 ICT…p 8 参照。

※2 教職員の勤務時間適正化対策プラン…学校現場の多忙化を解消するため、会議や研修の見直し、学校行事の精選、「ノー残業デー」、「ノー部活デー」の設定等を推進するもの。

(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

②実践的な指導力の向上

現状の取組	今後の取組
各校で研究推進体制を整え、成果と課題を明確にして、児童生徒の実態に応じて学習内容と指導方法を工夫・改善し、「効果的な学習環境づくり」「わかる授業づくり」に努めてきた。他校の授業研究会、佐用町教育研究所での研修等に積極的に参加して実践的な指導力の向上を図っている。	絶えず研究と修養に励み、実践的な指導力の向上に努めていく。 教員免許の更新を契機として自らの教職生活を振り返るとともに、最新の知識・技能を身に付け、指導力・授業力の向上につなげていく。
具体的な取組 ○各校での研究推進 ○授業研究会の実施 ○教育委員会指定研究の実施 ○佐用町教育研究所での研修	
事業名 ○佐用町教育事業(教職員研修事業) ○佐用町教育事業(教科研究会)	

③ICTの積極的活用

現状の取組	今後の取組
パソコン、プロジェクター、教材提示装置等、各校に整備された情報機器を活用し、教育効果が上がる指導内容・方法の工夫に努めてきた。公開授業を行い、相互に研究を深めている。	新たに導入された電子黒板の有効な活用方法についての研究や、その他の情報機器の積極的な活用を進め、教育効果の向上に努めていく。
具体的な取組 ○ICTを活用した公開授業、研究 ○電子黒板の活用方法の研究	



電子黒板の研修会

(3) 健やかな身体の育成

現在の子どもたちの体格は向上しているが、体力は逆に低下している傾向がみられる。これは、体を動かす遊びの不足、食生活の乱れ等が原因と考えられる。このような状況のもと、「生きる力」の基盤である「健やかな身体」の育成が求められている。体力は人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また、意欲や気力といった精神面においても、極めて重要である。将来を担う子どもたちの体力を向上させる取組を進めていく必要がある。

①食育の推進

現状の取組	今後の取組
安全で安心な給食の実施に努めている。各校・園ごとに、望ましい食習慣を養い、自らの健康管理ができるよう給食指導や特活、総合的な学習の時間を主とし、教育活動全体を通じて食に関する指導の充実に努めてきた。	佐用町食育推進計画※ ¹ に基づき、家庭科における調理実習、保健体育における食生活と健康の学習をはじめとして、教育活動全体を通じ、食育を推進していく。安全で安心な給食の提供を継続するとともに、献立表、給食だより等を活用して家庭と連携した食育指導に努めていく。
具体的な取組 ○各校・園における給食指導 ○佐用町食育推進計画に基づいた食育の推進 ○献立表、給食だより等の活用 ○進路決定につながる学習の推進	



家庭科における調理実習(食育学習)

※1 **佐用町食育推進計画**…佐用町の食育を推進するための基本的な考え方と、具体的な施策の展開を示すための計画として、食育基本法(平成17年7月施行)第18条第1項の規定に基づいて策定されたもの。平成22年度を初年度とし、平成26年を目標年度とする5カ年計画。

(「佐用町食育推進計画」より)

②心身の健康づくり

現状の取組	今後の取組
子どもの発達段階に応じて、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、病気の予防や、喫煙・薬物乱用防止、心身の発達等への理解を深める健康教育を推進してきた。身体測定等の結果を小学6年間、或いは中学3年間継続した「からだの記録」※¹として保護者に伝えたり、心身の健康状態について保護者や学校医等と連絡を密にしたり、保健室の機能を十分に活かしながら、適切な保健管理、保健指導に努めている。	学校保健安全推進計画※²等に基づいて教職員の共通理解を図り、子どもたちが生涯にわたって主体的に健康づくりができるよう、教育活動全体で健康の基礎を培っていく。 防災、防犯の視点からも、自分の体、命を大切にする教育を充実させていく。
具体的な取組 ○各校・園における健康教育 ○薬物の弊害と健康の学習 ○継続した「からだの記録」の活用 ○保健室を中心とした保健指導	



ブラッシング指導

- ※1 **からだの記録**…視力、聴力、身長、体重等健康診断や身体測定の結果を記し、保護者との連絡に活用している。小学校6年間用と中学校3年間用があり、それぞれ入学時に作成し卒業まで使用する。
- ※2 **学校保健安全推進計画**…「学校経営概要」(p 7 参照)の中に組み込まれているものの一つで、保健安全管理・指導についての年間計画。

③体力向上への取組

現状の取組	今後の取組
各校・園において、運動の楽しさや喜びを味わわせるとともに、技能を高め、自ら進んで体力を高めることができるよう指導してきた。中学校の部活動においては、目標に向かって切磋琢磨しながら、心身ともに健全な育成をめざし、体力向上に努めてきた。生涯学習課、社会体育団体と連携して各種スポーツ活動を行い、健康の維持増進を図るとともに運動技能の向上をめざしてきた。	子どもたちの実態を十分把握した上で、体育・スポーツ活動を教育活動全体の中に適切に位置づけ、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てていく。生涯学習課との連携を深め、ニュースポーツの普及等、子どもたちの体力・運動能力を向上させる取組を進めていく。
具体的な取組 ○各校・園での体育・スポーツ活動 ○中学校における部活動 ○各種競技大会への参加促進 ○ニュースポーツ等の普及	
事業名	○「運動プログラム」実践推進事業※ ¹



体育の授業

※1 「運動プログラム」実践推進事業…小・中学校児童生徒における体力・運動能力の向上を図るため、新たに作成した「運動プログラム 2009」(DVD)を県内の小・中学校で活用するとともに、実践推進校における効果的な取組を調査研究する。
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

(4) 豊かな心の育成

子どもたちに「生きる力」を培うためには、確かな学力の定着や健やかな身体の育成に加え、芸術文化活動や読書活動、特別活動を推進することも大切である。

芸術や文化に親しむことは、感性を高め、豊かな文化の創造を図ろうとする態度を育て、さらには人格形成をめざした豊かな心の育成につながっていく。また、読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。進んで読書することは、豊かな心をはぐくむこと、知識や考え方を深めることにつながっていく。特別活動においては、望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達や個性の伸長を図り、その上で、豊かな心のふれあう充実した学校生活につなげていくことが大切である。

① 芸術文化活動の推進

現状の取組	今後の取組
授業において、多様な技術を身に付け、対象を深く観賞する力の育成を図るとともに、子どもの興味・関心に基づく指導を行ってきた。わくわくオーケストラ教室※ ¹ 、小中学校芸術鑑賞会等により優れた舞台芸術を鑑賞する機会を設け、感性を高め、豊かな情操を養うよう努めてきた。中学校での文化部活動等においては、学校や地域の実態に応じて効果的な活動を行うことによって、生徒の興味・関心を高め、個性を伸ばすよう努めている。	小中席書大会、小中美術展覧会、小学校連合音楽会、中学校音楽交歓会、小中学校芸術鑑賞会等を通して、芸術文化活動への関心・意欲を一層高め、芸術文化活動を教育活動全体の中に位置づけていく。生涯学習課と連携をとりながら芸術文化に親しむ体験活動の充実を図り、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育てていく。
具体的な取組 ○小中学校芸術鑑賞会 ○学校・園での文化活動 ○小中席書大会、小中美術展覧会、小学校連合音楽会、中学校音楽交歓会等の充実	
事業名	○青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～

※1 **わくわくオーケストラ教室(青少年芸術体験事業)**…日頃から芸術文化に親しむ機会の少ない中学生に、本格的な交響楽団の演奏に親しむ機会を設け、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操や感性を身に付けた人材を育成するため、県内すべての中学1年生を対象として県立芸術文化センターにおいて、同センター管弦楽団による鑑賞公演「わくわくオーケストラ教室」を実施している。

(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

②読書活動の推進

現状の取組	今後の取組
各校・園において、学校図書室や園内図書の環境整備、読み聞かせ活動の推進、朝の読書タイムの設定等、読書活動、読書習慣の形成に向けた取組を進めてきた。	家庭や町立図書館等と連携し、自主的に読書活動に取り組む態度を養っていく。
具体的な取組 ○学校図書室・園内図書の充実 ○読み聞かせ活動 ○読書タイムの設定 ○町立図書館との連携	
事業名	○佐用町教育事業(図書館教育研究)

③特別活動の充実

現状の取組	今後の取組
各校において、心身の調和のとれた発達、集団の一員としての自覚、自主的、実践的な態度の育成をめざし、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等に取り組んできた。	授業時数確保の視点から行事の精選を図るとともに、学級会、児童(生徒)集会等において話し合い活動、体験活動を充実させていく。その上で、集団の一員としてよりより生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする態度や、集団への所属感、連帯感、公共の精神等を養っていく。特別活動を通して人間としての生き方についての自覚を深め、自己を活かす能力を養うよう努める。
具体的な取組 ○話し合い活動、体験活動の充実	



運動会でのソーラン節

重点目標 3 豊かな人間性や社会性を育てる

(1) 人権文化の創造

社会環境の変化に伴い、規範意識の低下、欲望・衝動のコントロールが効かない短絡的な行動の増加、人間関係づくりの力不足、基本的生活習慣の未確立、社会参加への意識の弱さ等が指摘されている。また、人々のライフスタイルや価値観が多様化し、生命を軽んじる風潮や、インターネット等による人権侵害など新たな人権課題も生じている。

豊かな人間性や社会性を育てるためには、これらの課題の解消に向けた教育活動全体での道徳教育の充実、家庭や地域と連携した人権教育の推進が重要である。また、障がいのある人や高齢者、外国人等すべての人が、社会の大切な存在として尊ばれ、偏見や差別のない人権尊重に根ざす共生と平等、思いやりの心を育てるために、福祉教育の推進も不可欠である。

①道徳教育の研究推進

現状の取組	今後の取組
道徳の時間を要として教育活動全体を通じて道徳教育を推進している。兵庫県教育委員会発行の副読本『ほほえみ』『きらめき』や文部科学省発行の『心のノート』等を活用して、ともに考え、悩み、感動を共有することで、「命の大切さ」「自尊感情」「思いやりの心」「困難や逆境に負けない強い心」等の大切さに気付かせ、道徳的实践力を培うよう努めてきた。	学校全体で心に響く道徳の授業研究を一層充実させるとともに、地域教材を開発・活用してボランティア精神の尊さ、家族の絆、助け合う心の大切さ等災害から学んだ教訓を、家庭や地域において意欲的に実践しようとする態度を育てていく。
具体的な取組 ○『ほほえみ』『きらめき』の活用 ○『心のノート』の活用 ○心に響く道徳の授業研究 ○地域教材の開発	



道徳の授業研究会

②人権教育の充実

現状の取組	今後の取組
兵庫県教育委員会策定の「人権教育基本方針」※¹等に基づき、教育活動全体を通じて人権教育を推進してきた。 佐用町人権教育協議会においては、人権啓発ビデオ等を活用した研修会、各中学校区で地区研修会、人権教育研究発表会等を実施し、教職員・保育士の人権感覚の涵養を図っている。 人権文化をすすめる町民運動推進会議（事務局；生涯学習課）の取組である人権ポスター、人権作文、人権標語の募集、人権まちづくりフェスタへの参加呼びかけ等、人権啓発活動の充実を、生涯学習課と連携を取りながら進めてきた。	教職員・保育士が、家庭や地域と連携しながら、差別解消はもとよりインターネットによる人権侵害等人権にかかわる今日的な課題についての認識を深め、計画的に研修を積み、人権感覚の涵養に努めていく。 町行政（生涯学習課）との連携を図り、参加体験型の学習を積極的に取り入れたり、時代のニーズに応じた教材開発を進めたりし、人権意識の向上、人権文化の創造に向けて努めていく。
具体的な取組 ○佐用町人権教育協議会地区研修会（ブロック研修会） ○人権教育研究発表会 ○人権啓発ビデオ等を活用した研修会 ○人権ポスター、人権作文、人権標語募集への参加 ○人権まちづくりフェスタへの参加	
事業名	○佐用町教育事業（人権教育協議会）



人権まちづくりフェスタでの人権ポスター入選者表彰式

※ 1 人権教育基本方針…兵庫県における人権にかかわる課題解決に向けた教育の総合的な推進を図るために平成10年に当県が定めたもの。 (兵庫県教育委員会「人権教育基本方針」より)

③福祉教育の推進

現状の取組	今後の取組
各校における福祉教育推進計画に基づき、総合的な学習の時間等において、アイマスク体験や車いす体験等の福祉体験活動や福祉施設での交流活動、募金活動等を行い、共に生きる心や他者を尊重する態度の育成に努めてきた。	「ひょうごユニバーサル社会づくり」※ ¹ の理念に基づき、福祉体験活動や福祉施設での交流活動を一層充実させていく。
具体的な取組	○福祉体験活動(アイマスク体験、車いす体験等) ○福祉施設での交流活動 ○高齢者との交流活動
事業名	○佐用町教育事業(福祉教育研究会)



福祉施設での小学生と利用者との交流会

※1 **ひょうごユニバーサル社会づくり**…年齢、性別、障がい、文化等の違いにかかわらず、すべての人が一人の人間として尊重され、社会的な営みに参加することで生きがいを実感できる社会の実現をめざし、5つの基本目標を定め、そのための取組を行う。

(「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」より)

(2) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実

生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つであり、子どもの人格の形成を図る上で、大きな役割を担っている。指導にあたっては、「児童の権利に関する条約」※¹の趣旨や内容を踏まえ、子どもたちの事情や意見を聞く機会を設けるなど、人権に配慮し、体罰はもとより、行き過ぎた指導や画一的な指導にならないよう留意しなければならない。教職員・保育士と子ども、子ども同士の人間的なふれあいを通して、心の絆と信頼関係を深め、好ましい人間関係を築いていく中で子どもの社会性を培い、自立心や自律性をはぐくむことが大切である。

①指導体制の充実

現状の取組	今後の取組
生徒指導方針に基づき、いじめや非行等の問題行動、不適応・不登校傾向の児童生徒の早期発見・早期指導・未然防止に向け、すべての教職員が一体となって、実態把握と問題解決に努めてきた。担任や養護教諭等が連携して児童生徒の悩みに傾聴したり、心のケアを図ったりしてきた。「佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会」においては、子どもの様子についての情報交換や指導力向上に向けての研修会をしたり、スクールカウンセラーやその他関係機関と連携を密にしたりしている。	子どもの悩みを積極的に受け止める校内の教育相談体制を整備するとともに、スクールソーシャルワーカー※ ² や、青少年育成センター、学校支援チーム※ ³ 等関係機関や地域との連携を一層強化していく。
具体的な取組	○問題行動、不登校傾向の児童生徒の早期発見・早期指導・未然防止 ○佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会での情報交換・研修会 ○スクールカウンセラー、その他関係機関との連携
事業名	○佐用町教育事業(生徒指導協議会)

※1 児童の権利に関する条約…子どもの人権や自由を尊重し、子どもの保護と援助を進めることを目的とした条約で1989年国連総会において採択された。

※2 スクールソーシャルワーカー…教育と福祉の両面に関して、専門的な知識、技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒の置かれた家庭等の問題に働きかけ、関係機関と連携・調整等を行う。

(兵庫県教育委員会「ひょうご教育創造プラン」より)

※3 学校支援チーム…生徒指導上の課題に対する相談や学校緊急会議への参加等により、問題発生への未然防止に努めるとともに、緊急時には学校との緊密な連携のもと、早期対応・早期解決を支援する他、指導力向上を要すると思われる教員への指導・支援、対象教員の所属する学校の管理職に対する学校運営の相談・支援等にあたる。

(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

②不登校児童生徒への指導

現状の取組	今後の取組
不登校傾向の児童生徒については、別室登校、放課後登校、家庭訪問等を活用して学習・生活指導に努めてきた。保護者の希望に応じ、佐用町適応指導教室「ほっとルーム」※ ¹ に通い、学校とは違った雰囲気の中で心を休めながら様々なことを体験したり学習したりすることで、社会性の育成を図っている。	学校、佐用町適応指導教室、家庭、佐用町青少年育成センター、さよう子育て支援センター等関係機関の相互の連携を図り、より効果的な指導に努めていく。
具体的な取組 ○子どもの実情に合わせたきめ細やかな指導 ○適時な家庭訪問の実施 ○佐用町適応指導教室「ほっとルーム」との連携 ○佐用町青少年育成センター、さよう子育て支援センター等関係機関との連携	



生徒指導連絡協議会での研修会

※1 **佐用町適応指導教室「ほっとルーム」**…不登校の児童生徒に対して適応指導の場を設け、学校や関係諸機関との連携のもとに、生活の中で豊かな体験活動等を通して自尊心を育て、再登校への援助を図ることを目的として開設している。
(佐用町適応指導教室設置要領より)

(3) 体験活動の推進

近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化等が進む中で、子どもたちの豊かな成長に欠かすことのできない、多くの人や社会、自然と直接ふれあう様々な体験の機会が乏しくなっている。このため、自然体験や社会体験を充実させ、自尊感情を育み、個性の伸長を図る中で、命の大切さや思いやりの心、規範意識の涵養等、心の教育を推進することが大切である。

① 自然学校の充実

現状の取組	今後の取組
小学校5年生を対象に、学習の場を教室から豊かな自然の中に移し、火起こし、野外炊飯、竹細工、カヌー等、普段教室では味わえない自然とのふれあいや体験活動を行い、自主・自律の精神や豊かな人間性、社会性を育てることに努めてきた。	自然学校※ ¹ と他の教育活動との関連を図り、事前・事後の学習活動を一層充実させていく。自然とのふれあいや地域の人との出会い、友だちとの協力を図れるようプログラムを工夫していく。
具体的な取組 ○自然学校プログラムの工夫(火起こし、野外炊飯、竹細工、カヌー等) ○自然学校と他の教育活動との関連の充実	
事業名 ○自然学校推進事業	

② 「トライやる・ウィーク」の推進

現状の取組	今後の取組
中学校2年生対象の「トライやる・ウィーク」※ ² では、地域の協力を得ながら学校外での体験活動を進め、社会や集団の一員としての望ましい生き方が身に付くよう工夫してきた。社会人としての行動や振る舞いについて指導するとともに、生徒が仕事の大切さや人としての関わり方等に気付くよう努めてきた。中学生が主体的に地域に貢献する「トライやる」アクション※ ³ も実施している。	学校・家庭・地域の三者の連携のもと生徒と地域とのつながりを深めていく。活動に向けての目的意識を持たせる事前指導や、体験で学んだことをその後の生活に活かす事後指導を充実させていくと同時に、事業所との連携を一層密にしていく。さらに、「トライやる」アクションについても充実させていく。
具体的な取組 ○事前・事後指導の充実 ○事業所との連携	
事業名 ○地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業	

※1 自然学校… p 9 参照。

※2 「トライやる・ウィーク」… p 9 参照。

※3 「トライやる」アクション…中学生が、土・日や長期休業日等を利用して、自分たちのアイディアによって既存の地域行事等を主体的に企画・運営する等地域に貢献する取組を校区推進委員会が中心となって実施する。
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

③環境教育の推進

現状の取組	今後の取組
大豆、そば等を栽培したり、ホタル、オオサンショウウオ等を調査したりする「環境体験事業」※ ¹ や、総合的な学習の時間を中心とした環境教育※ ² を一層充実させ、発達段階に応じた体験活動を通して、環境問題に対する興味・関心を高めるよう努めてきた。	地域の人材・施設等の教育資源や、兵庫県教育委員会発行の環境教育副読本『地球はたからもの』を積極的に活用し、体験と学習を一体化させ、日常生活に密着した環境教育を推進していく。
具体的な取組 ○環境体験の実施 (大豆、そば等の栽培、ホタル、オオサンショウウオ等の調査) ○総合的な学習の時間を中心とした環境学習 ○環境教育副読本『地球はたからもの』の活用	
事業名	○環境体験事業



環境体験事業による水生生物の観察

※1 **環境体験事業**…p 9 参照。

※2 **環境教育**…自然とのふれあいや身近な生活の中での気づきや発見をきっかけとして、環境について幅広く関心を持ち理解を深め、自然に対する感性や命を尊ぶ心をはぐくむ教育。

(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

(4) 社会の変化への対応力の育成

国際化が一層進展する中で、国際社会においては、子どもたちが日本人としての自覚を持ち、我が国の歴史や文化、伝統に対する理解を深め、これらを愛する心をはぐくむとともに、広い視野を持って異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていくための資質や能力を育成することが重要である。また、情報化の進展は著しく、インターネット等の情報通信ネットワークが急速に進展している。誰もがインターネットによって自由に情報発信・受信ができる環境の中で、子どもたちが情報を主体的に活用できる能力を身に付けることが求められている。一方で、情報化の影の部分の克服するための取組が必要であり、次代を担う子どもたちが、社会の中で情報が果たす役割や影響を十分に理解し、便利で安全な情報社会の創造に参画できる能力を育成することが大切である。

①国際理解教育の推進

現状の取組	今後の取組
各教科、道徳、総合的な学習の時間等に、自国の伝統・文化を理解し、郷土を愛する心を育てるとともに、異なる文化を尊重し、様々な国や地域の人々と共生する心や態度を育てよう努めてきた。	人権尊重を基盤として、相互理解に基づく多文化共生の視点を持って国際理解教育を推進していく。地域に住む外国人の協力を得たりALT※ ¹ を活用したりして、外国人とのコミュニケーション能力の向上を図り、自らの考えや意見を伝えようとする態度や能力の育成に努めていく。
具体的な取組	○各教科、道徳、総合的な学習の時間等における国際理解教育 ○コミュニケーション能力の育成
事業名	○国際理解教育推進事業 ○佐用町教育事業(外国語活動モデル事業)

②情報教育の推進

現状の取組	今後の取組
コンピュータや情報通信ネットワーク等ICT※ ² を積極的に活用し、児童生徒が情報を主体的に収集・選択・整理・活用・発信できるよう教科の学習と関連付け、情報活用能力の定着を図ってきた。	学校の教育活動全体を通じて、児童生徒に情報化が社会に及ぼす影響を考えさせ、情報の真偽や有用性についての判断力を養うとともに、人権尊重の視点に立った情報モラルの指導の充実に努めていく。
具体的な取組	○教科の学習と関連付けた情報活用能力の育成 ○情報モラルの指導
事業名	○佐用町教育事業(情報教育研究)

※1 **ALT**…Assistant of Language Teacher の略で、学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手。

※2 **ICT**…p 8 参照。

(5)郷土の伝統文化を大切にする心の育成

豊かな人間性や社会性を育てるにあたって、日本全体や世界に目を向けるだけでなく、郷土の自然・歴史・文化・伝統について学習したり、伝統的な地域行事に参加したりすることも必要である。その中で、ものの見方や考え方、感じ方をより深め、自分たちの地域の自然や文化のよさを見つめ直し、“ふるさと佐用”を愛する心を育成することが重要である。

①郷土学習の充実

現状の取組	今後の取組
小学校3、4年生の社会科において、副読本『わたしたちのまち郷土佐用町』を活用し、佐用町の様子や産業についての学習を進めてきた。他にも、総合的な学習の時間等に、郷土の自然・歴史・文化・伝統への興味・関心を高める学習に取り組んできた。平福郷土館、三日月陣屋館等佐用に残る数々の文化財を郷土の財産として維持・保存するとともに、児童生徒や地域住民の目に触れる場を設定し、活用を図っている。	地域の人材をゲストティーチャーとして招聘したり、実地見学を行ったりして、郷土の自然・歴史・文化・伝統に触れる機会を充実させていく。その中で郷土の魅力に気付かせ、ふるさとを愛する態度を養っていく。
具体的な取組 ○副読本『わたしたちのまち郷土佐用町』を活用した郷土学習 ○総合的な学習の時間等における郷土の自然・歴史・文化・伝統の学習 ○平福郷土館、三日月陣屋館等文化財の維持、保存、活用 ○ゲストティーチャーの招聘、実地見学	

②地域の伝統的な行事への参加

現状の取組	今後の取組
地域の祭等伝統的な行事に参加することによって、子どもたちのふるさとへの愛着を深め、地域への帰属意識を高めるよう努めてきた。	地域に根ざした文化が持つ教育的効果を活かすため、家庭・地域と連携して伝統的な地域行事への参加の機会を増やし、地域社会の一員としての自覚を高めるよう努めていく。
具体的な取組 ○地域の祭等伝統的な行事への参加	

重点目標 4 地域に根ざし開かれた学校・園をつくる

(1) 地域と連携する学校・園づくりの推進

かつて子どもたちは、学校のみでなく、多様な世代が交流する地域でのふれあいの中で、多くのことを学んできた。しかし、核家族化や個人優先の社会風潮により家庭・地域における教育機能は低下し、これらの形態は失われてきた。そのような中で、学校・園は、今後ますます家庭・地域とのつながりを深め、地域ぐるみで子どもたちの成長を支えていく環境づくりに努めることが重要になっている。

① 地域資源の活用

現状の取組	今後の取組
学校・園行事や授業等に、地域の方をゲストティーチャーとして招き、様々なことを体験したり、専門的な話を聞いたり、技術的な指導を受けたりして、教育的効果の向上を図ってきた。地域の方の力を借りての、ひまわり・茶・大豆等の栽培活動を通して、地域との連携を図ってきた。平福郷土館や西はりま天文台等も有効に活用している。	学校が家庭・地域と一体となり、異世代との関わりを通して、子どもの自主性や創造性、社会性を育んでいく。同時に、地域の教育力の向上に向けての支援を図っていく。 播磨科学公園都市内の大型放射光施設(SPring-8)やひょうご環境体験館(はりまエコハウス)の積極的な活用にも努めていく。
具体的な取組 ○ゲストティーチャーの招聘 ○ひまわり・茶・大豆等の栽培活動 ○平福郷土館、昆虫館、西はりま天文台、大型放射光施設、ひょうご環境体験館等の活用	



ゲストティーチャーを招聘しての授業

②開かれた学校づくりの推進

現状の取組	今後の取組
オープンスクールを実施して保護者や地域住民に学校の教育活動を公開し、学校を身近に感じてもらうとともに、住民視点の意見や感想を求めてきた。学校通信、ホームページ等を通して保護者や地域住民に情報を提供し、意見等を得ながら開かれた学校づくりの推進に努めている。	教育活動をいつでも公開できる学校づくりに一層努めるとともに、家庭・地域との連携を図り、創意工夫を活かした特色のある教育活動を展開していく。
具体的な取組 ○オープンスクールの実施 ○学校通信、ホームページ等の活用	

③学校評議員会・学校関係者評価の活用

現状の取組	今後の取組
各校で学校評議員会を設置し、評議員から得た意見や感想を、教育活動やその他の学校運営に反映するよう努めてきた。学校関係者評価※¹を活用して、教育活動の見直しや次年度の計画に活かしている。	学校評議員会をより活性化して保護者や地域住民の支援を得るとともに、学校関係者評価をより高度に実施し、学校運営や教育活動の充実に活かしていく。
具体的な取組 ○学校評議員会の活性化 ○学校関係者評価の活用	



オープンスクールでの地域の方との交流

※ 1 学校関係者評価…p 10 参照。

(2)安全・安心な学校・園づくりの推進

近年、通学路における犯罪、学校への侵入者、学校内での転落事故など学校の内外において子どもたちにかかわる事件・事故が多発している。そのため、学校・園を安全で安心できる場とすることはもちろん、地域ぐるみで子どもを守り、安心して育つことのできる生活環境をつくっていくことが求められている。

①安全・安心な施設・設備の充実

現状の取組	今後の取組
子どもたちが安全な学校・園生活を送ることができるように、施設・設備の安全点検を日常的・定期的に行い、事故の未然防止に努めてきた。施設・設備の一部バリアフリー化、老朽化改修、耐震補強を進めてきた。	文部科学省の「改訂学校施設整備指針」※1「学校環境衛生基準」※2等をもとに、より安全な学校・園をめざして整備を進めていく。学校が災害時の避難施設となることも踏まえ、校舎・体育館等の耐震補強の平成23年度完了をめざし進めていく。
具体的な取組 ○日常・定期的な施設・設備の安全点検 ○校舎・体育館等の耐震補強	
事業名 ○安全・安心な学校づくり交付金事業	



耐震工事後の久崎小学校校舎

※1 **改訂学校施設整備指針**…学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において必要となる留意事項を示したもの。平成22年の改定で、発達障がいを含めた教育上特別の支援を必要とする児童生徒に配慮した施設計画等が加えられた。

(文部科学省「改訂学校施設整備指針」より)

※2 **学校環境衛生基準**…学校保健安全法第6条第1項の規定に基づき、学校における環境衛生を適切に維持するための基準を定めたもの。

(文部科学省「学校環境衛生基準」より)

②登下校の安全確保

現状の取組	今後の取組
保護者、地域の関係団体、学校安全ボランティア(スクールガード)等との連携のもと、防災無線を活用した下校放送や、巡回等の見守り活動を通して、児童生徒の登下校時の安全確保の体制づくりに努めてきた。児童生徒には、「子どもを守る110番の家」等避難場所の周知を図っている。	警察や地域づくり協議会、自治会等との連携を図り、継続的な見守り活動を実施していく。危険個所や不審者に関する情報を速やかに伝達する体制づくり、より実効性の高い危機管理体制づくりに努めていく。
具体的な取組 ○保護者、地域の関係団体、学校安全ボランティア等との連携 ○防災無線を活用した下校放送 ○巡回等の見守り活動 ○「子どもを守る110番の家」等避難場所の周知 ○情報を速やかに伝達する体制づくり	
事業名	○地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業※ ¹

③安全教育の充実

現状の取組	今後の取組
子どもたち自身が危険から身を守り、安全を確保できるように、佐用警察署と連携し、発達段階に応じた交通安全教室や防犯教室を計画的に実施してきた。 P T Aや佐用町消防署と連携して心肺蘇生法講習会、A E D講習会等を実施し、学校や家庭の危機対応能力の向上に努めている。	子どもたち自身が危険を予測し、常に的確な判断のもとに安全に行動できるよう、交通安全教室や防犯教室を充実させていくとともに、教職員・保育士の危険予測能力、危機対応能力の向上に努めていく。
具体的な取組 ○交通安全教室、防犯教室 ○心肺蘇生法講習会 ○A E D講習会	

※ 1 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業…学校の安全管理の充実を図るため、保護者や地域住民の協力のもと、実践的な事例に対応できる学校安全ボランティアを活用した効果的な安全体制を整備する。
 (兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

(3)防災教育の推進

平成21年8月、台風9号による記録的な集中豪雨によって、佐用町は想像を絶する大災害に見舞われた。この災害から、私たちは、命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性等、様々な教訓を学んだ。災害に強い、安全で安心な地域社会の構築のため、学校・家庭・地域の果たす役割を明確にし、学校防災体制を充実させていくとともに、心に傷を受けた子どもたちの心の理解とケアに努めることが極めて重要である。

①防災教育の充実

現状の取組	今後の取組
各校において、防災教育推進計画に基づき、「1. 17は忘れない」等防災行事を計画・実施してきた。防災教育副読本『明日に生きる』等を活用し、防災教育を進めている。	平成21年8月の台風9号による水害から得た貴重な教訓をもとに、命の大切さを実感させる教育やボランティア活動に積極的に取り組む教育を一層充実させていく。
具体的な取組	○水害の教訓を活かす防災教育の実施 ○防災教育副読本『明日に生きる』の活用
事業名	○佐用町教育事業(防災教育)

②防災体制の充実

現状の取組	今後の取組
「防災マニュアル」「防災計画」等を作成し、地震や火災を想定した防災(避難)訓練や緊急時の引き渡し訓練を各学校・園で実施してきた。	地震や火災を想定したこれまでの防災(避難)訓練に加え、風水害に対応した防災(避難)訓練を計画的に実施していくとともに、訓練を検証して防災体制の一層の充実を図っていく。
具体的な取組	○「防災マニュアル」「防災計画」等の作成 ○防災(避難)訓練の実施 ○危機管理体制の確立

③心のケアの充実

現状の取組	今後の取組
スクールカウンセラー※ ¹ や関係機関等と連携を取りながら、災害によって心に傷を受けた子どもたちの心の理解とケアに努めてきた。	心のケアを必要とする子どもたちに適切に対応することができるよう、校園内での情報の共有化を進め、関係機関との連携を一層強化していく。
具体的な取組	○子どもたちの心の理解 ○スクールカウンセラー等との連携
事業名	○スクールカウンセラー配置事業

※1 スクールカウンセラー…p19参照。

(4) 地域教育活動との連携

子どもたちは、学校・園、家庭、地域など様々な場での学びを通して成長していく。それぞれにおける学びが結びついて相乗的な効果をもたらすとともに、地域や家庭とのつながりが深まり、地域の教育力の向上も期待することができる。地域に根ざし開かれた学校・園をつくるにあたって、地域の人々が主体となって運営する地域の教育活動と積極的に連携し、学校と地域が一体となって子どもたちの教育に取り組むことが大切である。

① 青少年の健全育成

現状の取組	今後の取組
学校・園、家庭、地域、関係機関が連携して、環境整備や補導活動、相談・啓発活動を積極的に進め、次代を担う青少年の健全育成に努めてきた。	警察、青少年育成センター、青少年を育てる会、健全育成活動委員会、補導員、民生児童委員、PTA等関係機関との連携を一層密にし、青少年の育成環境や対策等についての研修を積み、共通理解を図り、青少年の健全育成に努めていく。
具体的な取組 ○学校・園、家庭、地域、関係機関の連携 ○中学校区ごとの生徒指導部会の充実	

② 地域教育活動の活用

現状の取組	今後の取組
地域づくり協議会等の各種団体の教育諸活動と連携し、異世代間交流等地域の特性を活かした取組を推進してきた。	地域住民が主体となって子どもたちに体験活動の場、学習の場を提供する機会を活用して、学校・園と地域とのつながりをより深めていく。
具体的な取組 ○異世代間交流	

③ 地域行事への参加

現状の取組	今後の取組
地域の奉仕作業や子ども会行事等に参加することで、地域とのつながりを大切にしてきた。また、「トライやる」アクション※ ¹ も実施し、中学生が地域の一員としての自覚を持って主体的に地域に貢献する取組も進めている。	教職員・保育士自身が居住地の地域行事に積極的に参加するとともに、可能な範囲で勤務地の地域行事にも参加したり、子どもたちにも主体的な参加を呼びかけたりして、地域への所属意識やふるさと佐用町を大切にする心情をはぐくむことに努めていく。
具体的な取組 ○奉仕作業や子ども会行事等への参加	

※1 「トライやる」アクション…p 45 参照。

(5) 関係機関との連携

少子化、核家族化など家庭環境の変化が進み、子育てに不安のある親が増えている中であって、地域で子育てを支える環境づくり、安心して子育てができる環境づくりが求められている。青少年育成センターや子育て支援センターとの連携を深め、町全体で子どもを見守り、子育てを支えていく環境づくりに努めていく必要がある。関係機関との連携を深める中で、家庭・地域の教育力の向上を期待することもできる。

① 青少年育成センターとの連携

現状の取組	今後の取組
平成21年4月、青少年の健全育成活動を全町的に推進するため、青少年育成センターが教育委員会の組織の一つとして設置された。学校と青少年育成センター、その他関係機関が連携し、環境浄化活動、青少年の悩み相談、青少年健全育成にかかる啓発活動等を行っている。	青少年育成センターと学校・園、家庭、地域、関係機関との連絡体制を整え、必要に応じて情報の共有化を図りながら、支援のあり方について連携を深めていく。
具体的な取組 ○環境浄化活動 ○相談・啓発活動	

② 子育て支援センターとの連携

現状の取組	今後の取組
平成22年4月より、子育て家庭に対する育児支援を行うため、多様な子育て支援事業を推進する拠点施設として、子育て支援センターが本格運営を開始した。ママプラザと学校・園との間で交流活動等を行い、子育て世代の親と子どもたちがふれあう機会を設けている。	子育てに関する調査、研究、企画及び調整に関する事業、子育てに関する各種相談及び指導事業、地域家庭の子育て教育事業等で連携を図り、地域における子どもの情報を共有し、支援のあり方について連携を深めていく。
具体的な取組 ○ママプラザと学校・園との交流 ○子どもの情報の共有、支援のあり方についての連携	



ママプラザとの交流

③町行政(生涯学習課)との連携

現状の取組	今後の取組
児童・生徒のニーズや時代に対応した学習機会を提供するため、生涯学習課との連携をより深め、社会教育施設(さよう文化情報センター、図書館等)、社会体育施設(町民体育館、ふれあい町民プール等)を活用した取組を進めている。	佐用町総合計画に掲げている「生涯学習のまちづくり」の実現に向け、佐用町まちづくり推進会議(平成21年1月設置)において策定される生涯学習推進計画(策定年度未定)により、子どもを見守り育てる地域づくりに努める。 子どもたちが学校、家庭、地域で主体的に学習できるように支援していくために、町行政(生涯学習課)との連携を一層強化していく。
具体的な取組 ○図書館読み聞かせ、ものづくり講座 ○地域伝統芸能活動の支援(南光子ども歌舞伎、上月こども太鼓等) ○社会体育施設を活用した学校体育活動の充実 ○生涯学習推進計画の策定	
事業名 ○学校支援地域本部事業※¹・放課後子どもプラン事業※²	



佐用町立図書館職員による読み聞かせ活動

- ※1 **学校支援地域本部事業**…地域全体で学校教育を支援するため、学校支援ボランティアのネットワークを活用した学校・地域の連携体制を構築するとともに、社会教育の場で学んできた地域住民や様々な資格を有する者など、幅広い分野の多様な知識・経験を持った人材の参画により、学習支援や部活動支援など様々な学校支援活動を展開する。(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
- ※2 **放課後子どもプラン事業**…ひょうご放課後プラン事業とは、子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るために実施する総合的な放課後対策の総称で、具体的な事業として、「子ども教室型」放課後対策と「児童クラブ型」放課後対策を実施する。(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

重点目標 5 社会の変化に対応する学校・園をつくる

(1) 学校・園規模適正化の推進

全国的な少子高齢化、核家族化の進行、人間関係の希薄化など様々な変化が急速に進んでいる。このような社会の変化は学校や子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしているが、中でも佐用町においては子どもの極端な減少が課題となっている。平成25年度には町内小学校においては複式学級が5～7学級となる見込みであり、1学級10人以下の学級数も大幅に増える。このように少人数化した学級では人間関係が固定化し、子どもの中に序列ができ、これをクラス替えによって是正する機会もない。また、体育・スポーツ活動の団体競技種目や音楽の合奏・合唱活動の展開は困難となる上、学校の活力や、子どもたちの集団としての高まりも得にくい状況である。よって、早急に学校・園の適正規模の検討を進めていく必要がある。

現状の取組	今後の取組
平成20年4月から21年1月にかけて佐用町立学校適正規模検討作業部会を開催し、学校の適正規模について資料を収集して課題を整理してきた。	佐用町立学校適正規模検討作業部会の報告書をもとに、学校・園規模適正化推進計画(仮称)の作成を進め、保護者や地域住民の理解と納得を得ながら年次的な推進を図っていく。
具体的な取組 ○学校・園規模適正化推進計画(仮称)の作成	



音楽交歓会での合唱

(2) 次世代育成支援対策の推進

国の「次世代育成支援対策法」(平成15年7月)を受け、佐用町では、平成17年10月に「佐用町次世代育成支援行動計画(前期計画)」を策定した。これは、町の福祉・医療・保健・教育など各行政分野の連携によって、子育てに携わるすべての家庭が、子どもを持つこと、育てること自体に喜びや価値を感じるような支援策を進めるための計画である。この計画のもと推進してきた施策の成果と課題を踏まえ、子育てに喜びや楽しみを感じられる社会環境づくり、子どもと家庭を地域全体で支えていく体制づくりが大切である。

現状の取組	今後の取組
「佐用町次世代育成支援行動計画(前期計画)」(平成17年10月策定)の成果と課題を、児童福祉の関係者、子育て住民の代表者、行政機関等から構成される、佐用町次世代育成支援行動計画検討委員会において検討し、次世代育成支援行動計画(後期計画)を策定した。(平成22年12月)	「ともにはぐくみ、ともにはぐくまれる、次世代育成のまちづくり」を基本理念とし、町行政(健康福祉課)が中心となって子育てにかかわる様々な施策を推進していく。教育委員会においても、町行政(健康福祉課)との連携をより強化・充実しながら、子どもと家庭を支える取組を進めていく。
具体的な取組 ○次世代育成支援行動計画(後期計画)の推進	



ママブラザファミリー運動会

◇佐用町教育振興基本計画（重点施策・事業内容一覧表）

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
1 未来に向かっ てはばたく「夢」 をはぐくむ	(1) 温もりのある教育活動の展開	①子どもの思いの把握	○日記、連絡帳の活用 ○アンケート調査の実施と分析 ○家庭訪問 ○個別懇談 ○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用 ○学校生活支援教員配置事業 ○スクールアシスタント配置事業
		②学力・体力の実態把握	○課題解決に向けた指導法の研究、推進 ○学力・学習状況調査 ○体力・運動能力、運動習慣等調査
		③児童生徒の実態に基づいた学校運営	○「学校経営概要」の策定 ○「年間指導計画」の策定 ○「佐用町保育方針」の策定
	(2) 特色のある教育活動の展開	①小中学校における教育課程の編成	○学校評議員会の活用 ○学校関係者評価の活用 ○地域の自然や文化等を生かした特色のある教育課程の編成
		②保育園における保育・教育課程の編成	○保育・教育課程の編成 ○保護者参画の体制づくり
		③魅力ある部活動の推進	○社会体育施設の活用 ○魅力ある部活動のあり方の検討
		④実効性のある学校評価の推進	○学校だより等による公開 ○学校評価システムの確立
	(3) 保幼小中連携の充実	①保幼小連携の充実	○保幼小連絡会(授業参観、保育参観等) ○保幼小交流会(新入生体験入学、体験活動等)
		②就学前教育の充実(町行政との連携)	○基本的生活習慣の確立、自主自立、集団生活への適応等を図る指導
		③小中連携の充実	○小中連絡会(授業参観、情報交換会) ○小中交流会(交流給食、部活動見学、「ミニトライやる」) ○佐用町教育事業(小中連携教育研究会)
		④生徒指導体制の充実	○佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会での連絡調整 ○生徒指導研修会 ○中学校区ごとの生徒指導部会 ○佐用町教育事業(生徒指導協議会)
		⑤人権教育の連携	○佐用町人権教育協議会研究大会(講演、分科会) ○佐用町人権教育協議会地区研修会(ブロック研修会) ○佐用町人権教育協議会指定研究の実施 ○人権作文集「人権さよ」の発行 ○実践集「人権・同和学習研究集録」の発行 ○佐用町教育事業(人権教育協議会)

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
1 未来に向かつてはばたく「夢」をはぐくむ	(4) キャリア教育の推進	①キャリア教育の実施	○総合的な学習の時間におけるキャリア教育 ○「トライやる・ウィーク」での職場体験 ○目的と方向を持った進路決定 ○地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業
		②進路指導の充実	○進路先と連携した学校説明会 ○学級活動等における進路指導
	(5) 学校・園と家庭との連携	①保護者との連携	○学校だより、学校ホームページ、学級通信、連絡帳、園だより等の活用 ○参観日 ○オープンスクール ○学級懇談会
		②PTA研修会の実施	○各単位PTAにおける研修会 ○佐用郡PTA連合会リーダー研修 ○PTA学習冊子「家族の絆」の編集と活用 ○PTCA活動支援事業
		③保育園保護者会研修会の実施	○単位保護者会研修会 ○保育園保護者会連絡協議会研修会
2 「生きる力」を培う	(1) 確かな学力の定着と個に応じた指導の充実	①基礎・基本の確実な習得	○学年・教科別基礎・基本事項系統表の作成 ○学習タイムの設定 ○反復学習の実施 ○言語活動の充実(レポートの作成等)
		②主体的に学ぶ態度の育成	○佐用町教育事業(基礎学力向上) ○体験的・問題解決的な学習の導入 ○進路決定につながる学習の推進
		③様々な形態による学習指導の充実	○理科おもしろ推進事業 ○「新学習システム」の推進 ○個に応じたきめ細やかな指導の推進 ○学びの充実促進事業 ○佐用町教育事業(少人数指導)

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
2 「生きる力」を培う	(1) 確かな学力の定着と 個に応じた指導の充実	④特別支援教育の充実	○佐用町特別支援連携協議会 ○居住地交流会
			○佐用町特別支援学級交流会
			○特別支援教育コーディネーターの活用
			○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用
			○「サポートファイル」の共有 ○特別支援教育推進事業
			○こころの健康づくり相談事業
			○学校生活支援教員配置事業
			○スクールアシスタント配置事業
	(2) 教職員の資質向上	①豊かな人間性の向上	○地域行事やボランティア活動への参加
			○各校での研究推進 ○授業研究会の実施
		②実践的な指導力の向上	○教育委員会指定研究の実施
			○佐用町教育研究所での研修
		③ I C T の積極的活用	○佐用町教育事業(教職員研修事業)
			○佐用町教育事業(教科研究会)
			○ I C T を活用した公開授業、研究
			○電子黒板の活用方法の研究
	(3) 健やかな身体の育成	①食育の推進	○各校・園における給食指導
			○佐用町食育推進計画に基づいた食育の推進
			○献立表、給食だより等の活用
			○進路決定につながる学習の推進
		②心身の健康づくり	○各校・園における健康教育
			○薬物の弊害と健康の学習
			○継続した「からだの記録」の活用
			○保健室を中心とした保健指導
		③体力向上への取組	○各校・園での体育・スポーツ活動
			○中学校における部活動 ○各種競技大会への参加促進
			○ニュースポーツ等の普及
			○「運動プログラム」実践推進事業

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
2 「生きる力」を培う	(4) 豊かな心の育成	①芸術文化活動の推進 ----- ②読書活動の推進 ----- ③特別活動の充実	○小中学校芸術鑑賞会 ○学校・園での文化活動 ○小中席書大会、小中美術展覧会、小学校連合音楽会、中学校音楽交歓会等の充実 ○青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～ ○学校図書室・園内図書の充実 ○読み聞かせ活動 ○読書タイムの設定 ○町立図書館との連携 ○佐用町教育事業(図書館教育研究) ○話し合い活動、体験活動の充実
3 豊かな人間性や社会性を育てる	(1) 人権文化の創造	①道徳教育の研究推進 ----- ②人権教育の充実 ----- ③福祉教育の推進	○『ほほえみ』『きらめき』の活用 ○『心のノート』の活用 ○心に響く道徳の授業研究 ○地域教材の開発 ○佐用町人権教育協議会地区研修会(ブロック研修会) ○人権教育研究発表会 ○人権啓発ビデオ等を活用した研修会 ○人権ポスター、人権作文、人権標語募集への参加 ○人権まちづくりフェスタへの参加 ○佐用町教育事業(人権教育協議会)
	(2) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実	①指導体制の充実 ----- ②不登校児童生徒への指導	○問題行動、不登校傾向の児童生徒の早期発見・早期指導・未然防止 ○佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会での情報交換・研修会 ○スクールカウンセラー、その他関係機関との連携 ○佐用町教育事業(生徒指導協議会) ○子どもの実情に合わせたきめ細やかな指導 ○適時な家庭訪問の実施 ○佐用町適応指導教室「ほっとルーム」との連携 ○佐用町青少年育成センター、さよう子育てセンター等関係機関との連携

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
3 豊かな人間性や社会性を育てる	(3) 体験活動の推進	①自然学校の充実	○自然学校プログラムの工夫(火起こし、野外炊飯、竹細工、カヌー等) ○自然学校と他の教育活動との関連の充実 ○自然学校推進事業
		②「トライやる・ウィーク」の推進	○事前・事後指導の充実 ○事業所との連携 ○地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業
		③環境教育の推進	○環境体験の実施(大豆、そば等の栽培、ホタル、オオサンショウウオの調査) ○総合的な学習の時間を中心とした環境学習 ○環境教育副読本『地球はたからもの』の活用 ○環境体験事業
	(4) 社会の変化への対応力の育成	①国際理解教育の推進	○各教科、道徳、総合的な学習の時間等における国際理解教育 ○コミュニケーション能力の育成 ○国際理解教育推進事業
		②情報教育の推進	○佐用町教育事業(外国語活動モデル事業) ○教科の学習と関連付けた情報活用能力の育成 ○情報モラルの指導 ○佐用町教育事業(情報教育研究)
	(5) 郷土の伝統文化を大切に作る心の育成	①郷土学習の充実	○副読本『わたしたちのまち郷土佐用町』を活用した郷土学習 ○総合的な学習の時間等における郷土の自然・歴史・文化・伝統の学習
		②地域の伝統的な行事への参加	○平福郷土館、三日月陣屋館等文化財の維持、保存、活用 ○ゲストティーチャーの招聘、実地見学 ○地域の祭等伝統的な行事への参加
4 つくれた地域に校根・園を開	(1) 地域と連携する学校・園づくりの推進	①地域資源の活用	○ゲストティーチャーの招聘 ○ひまわり・茶・大豆等の栽培活動 ○平福郷土館、昆虫館、西はりま天文台、大型放射光施設、ひょうご環境体験館等の活用
		②開かれた学校づくりの推進	○オープンスクールの実施 ○学校通信、ホームページ等の活用
		③学校評議員会・学校関係者評価の活用	○学校評議員会の活性化 ○学校関係者評価の活用

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
4 地域に根ざし開かれた学校・園をつくる	(2) 安全・安心な学校・園づくりの推進	①安全・安心な施設・設備の充実	○日常・定期的な施設・設備の安全点検 ○校舎・体育館等の耐震補強 ○安全・安心な学校づくり交付金事業 ○保護者、地域の関係団体、学校安全ボランティア等との連携 ○防災無線を活用した下校放送 ○巡回等の見守り活動 ○「子どもを守る110番の家」等避難場所の周知 ○情報を速やかに伝達する体制づくり ○地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ○交通安全教室、防犯教室 ○心肺蘇生法講習会 ○AED講習会
		②登下校の安全確保	○水害の教訓を生かす防災教育の実施 ○防災教育副読本『明日に生きる』の活用 ○佐用町教育事業(防災教育)
		③安全教育の充実	○「防災マニュアル」「防災計画」等の作成 ○防災(避難)訓練の実施 ○危機管理体制の確立 ○子どもたちの心の理解 ○スクールカウンセラー等との連携 ○スクールカウンセラー配置事業
	(3) 防災教育の推進	①防災教育の充実	○学校・園、家庭、地域、関係機関の連携 ○中学校区ごとの生徒指導部会の充実 ○異世代間交流
		②防災体制の充実	○奉仕作業や子ども会行事等への参加
		③心のケアの充実	○環境浄化活動 ○相談・啓発活動
	(4) 地域教育活動との連携	①青少年の健全育成	○ママプラザと学校・園との交流 ○子どもの情報の共有、支援のあり方についての連携
		②地域教育活動の活用	○図書館読み聞かせ、ものづくり講座
		③地域行事への参加	○地域伝統芸能活動の支援(南光子ども歌舞伎、上月こども太鼓等)
	(5) 関係機関との連携	①青少年育成センターとの連携	○社会体育施設を活用した学校体育活動の充実 ○生涯学習推進計画の策定
		②子育て支援センターとの連携	○学校支援地域本部事業・放課後子どもプラン事業
		③町行政(生涯学習課)との連携	

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
5 園対 を応社 つす会 くるの る学変 校化 ・に	(1) 学校・園規模適正化 の推進	○学校・園規模適正化の推進	○学校・園規模適正化推進計画(仮称)の作成
	(2) 次世代育成支援対策 の推進	○次世代育成支援対策の推進	○次世代育成支援行動計画(後期計画)の推進

◇進行管理

『夢ある教育 きらめきプラン』を効果的に推進していくために、各学校・園において「学校経営概要」※¹「年間指導計画」※²「佐用町保育方針」に反映させるとともに、毎年の教育委員会評価において検証していくこととする。

また、各種施策の展開においては、兵庫県教育委員会、町行政、その他関係機関とも連携・協力して進めていく。

※1 学校経営概要… p 7 参照。

※2 年間指導計画… p 20 参照。

◇佐用町幼児・児童・生徒数の推移

●児童・生徒数の推移

	5年度	10年度	15年度	20年度	21年度	22年度	25年度	30年度
小学校	1,748	1,494	1,253	1,017	987	929	822	683
中学校	969	827	677	574	522	496	473	405
合 計	2,717	2,321	1,930	1,591	1,509	1,425	1,295	1,088

〈学校別〉

佐用小	378	304	243	262	249	241	216	180
利神小	230	191	135	97	95	94	84	70
江川小	90	68	68	52	48	42	34	28
幕山小	72	70	55	33	38	39	47	39
上月小	186	170	154	108	106	105	82	68
久崎小	164	183	170	100	87	75	62	52
中安小	104	76	73	67	61	50	57	47
徳久小	159	123	100	71	73	71	63	52
三河小	117	85	78	68	71	64	53	44
三日月小	248	224	177	159	159	148	124	103
佐用中	421	349	279	209	191	194	207	177
上月中	243	210	208	186	166	141	118	101
上津中	161	143	77	92	87	82	70	60
三日月中	144	125	113	87	78	79	78	67

※ 平成25年度・30年度については、見込み数
（「佐用町立学校適正化規模検討作業部会報告書」より）

●幼児(保育園児)の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
佐用保	115	117	109	118	96	90	101	102
長谷保	10	10	7	8	10	10	10	10
平福保	34	36	40	39	44	43	33	33
石井保	9	7	7	8	11	11	11	8
江川保	29	25	22	18	13	18	22	25
幕山保	19	17	14	17	20	22	20	13
上月保	65	55	49	45	46	52	58	52
久崎保	49	52	50	42	38	32	29	29
中安保	38	36	32	33	32	26	27	34
徳久保	33	43	39	33	35	33	38	41
三河保	34	42	41	39	33	25	24	22
三日月保	76	88	81	90	77	63	59	49
計	511	528	491	490	455	425	432	418

※ 各年度4月1日現在の入園児数

◇策定委員会委員名簿

●策定委員

No.	選出区分(役職)名	氏 名	役 職
1	教職大学院教授	廣 岡 徹	委員長
2	小学校代表校長	松 井 讓 二	
3	中学校代表校長	長谷川 公信	
4	小学校代表教諭	尾 崎 貴 之	
5	中学校代表教諭	加 藤 吉 裕	
6	保育園代表園長	廣 岡 絹 恵	
7	佐用高等学校長	小 林 隆	
8	元学校長	岡 野 俊 昭	副委員長
9	佐用郡PTA連合会々長	土 井 良 章	
10	佐用郡PTA連合会副会長	高 見 康 幸	
11	保育園保護者会代表	谷 本 幸 昌	
12	佐用町商工会青年部長	加古原 瑞樹	
13	佐用町自治会連合会々長	坂 口 榮	
14	地域づくり協議会地域づくりセンター長代表	村 上 英 雄	
15	佐用町民生委員会々長	大 江 秀 謙	
16	教育長推薦(佐用郡保護司)	国 広 美 子	
17	教育長推薦(元西播磨地域ビジョン委員)	岡田 真希子	
18	公募	永 井 薫	
19	公募	山 川 隆	
20	公募	湯 浅 康 晴	

●事務局

No.	課 (室)	氏 名	役 職
1	教育委員会教育課	福 井 泉	課長
2	(企画総務室)	坂 本 博 美	室長
3	〃	井戸 耕一郎	係長
4	(教育推進室)	浅 野 博 之	室長
5	〃	塚 本 智 昭	派遣社会教育主事
6	生涯学習課	福 本 美 昭	課長
7	健康福祉課(社会福祉推進室)	岡 本 隆 文	室長

夢ある教育 きらめきプラン

発行日 平成 23 年 3 月

発行者 佐用町教育委員会

〒679-5301 兵庫県佐用町佐用 2600 番地 2

TEL 0790-82-2425

FAX 0790-82-0120

発行部数 500 部